



第6期高津区地域福祉計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



令和3(2021)年3月
川崎市 高津区

はじめに



本市では、子どもから高齢者まですべての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域をめざした「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

全国的には人口減少とともに高齢化が進展している中、本市の人口は増加の一途をたどっており、全国平均に比べると市民の平均年齢が若い都市ですが、今後、本市においても確実に本格的な超高齢社会が到来します。

当面続くと見込まれる人口増加に対応しながら、超高齢社会の到来、その先に訪れる人口減少を見据え、来るべき将来に向けて、今なすべきことにしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えています。

今回、策定いたしました「第6期川崎市地域福祉計画」は、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連する行政計画と連携を図りながら、住民の視点による地域福祉を推進することをめざしております。また、各区におきましても地域福祉計画を策定しており、地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

本計画の推進には、相談や交流の場など「顔の見える関係づくり」が何より大切になりますが、今般の新型コロナウイルス感染症は、テレワークやオンライン会議など、デジタル化の急速な進展をもたらし、地域福祉の取組についても、新たな視点や発想が求められています。

今後におきましても、様々な工夫をしながら地域における顔の見える関係づくりを進め、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

川崎市長

福田 紀彦

目次

序章 川崎市地域福祉計画について.....	1
1 計画の趣旨・期間.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	3
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進.....	5
(1) 社会環境の変化.....	5
(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景.....	5
(3) 推進ビジョンの概要.....	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ.....	8
3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制.....	9
(1) 地域みまもり支援センターによる取組.....	9
(2) 取組の推進イメージ.....	9
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性.....	10
4 第5期計画での取組と第6期計画への課題.....	11
5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿.....	12
(1) 地域福祉とは.....	12
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	12
(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿.....	13
6 第6期計画期間における施策の方向性.....	15
(1) 計画の基本理念・目標.....	15
(2) 計画推進における圏域の考え方.....	17
7 第6期計画の実施状況の点検・見直し.....	18
第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図.....	21
第1章 高津区地域福祉計画策定にあたって.....	23
1 高津区地域福祉計画の策定.....	25
2 高津区の地域の特色.....	26
(1) 高津区の概要.....	26
(2) 高津区地域福祉マップ.....	29
(3) 地区の概況.....	31
(4) 高津区の現状.....	43
3 アンケート調査の結果.....	50
(1) 高津区区民生活に関わるニーズ調査結果.....	50
(2) 第5回川崎市地域福祉実態調査の結果.....	56
4 第5期計画の振り返り.....	64

5 アンケート調査結果、振り返り等から見えてきた課題	67
第2章 高津区の地域福祉推進の取組.....	69
1 高津区がめざす地域福祉計画.....	71
(1) 理念.....	71
(2) 基本目標.....	72
(3) 事業体系一覧表.....	74
2 第6期計画における重点項目.....	77
3 具体的な取組.....	79
基本目標1 区民が主役の福祉の地域づくり.....	79
基本目標2 区民ニーズをふまえた福祉サービスの提供.....	92
基本目標3 支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みづくり.....	99
基本目標4 多様な主体の協働・連携による施策・活動の推進.....	103
4 川崎市高津区社会福祉協議会について.....	108
第3章 第6期計画の推進体制.....	111
1 推進体制.....	113
2 計画の進行管理.....	115
資料編.....	117
(1) 第6期高津区地域福祉計画策定の経過.....	119
(2) 高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱.....	120
(3) 高津区地域福祉計画推進会議委員名簿.....	122

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

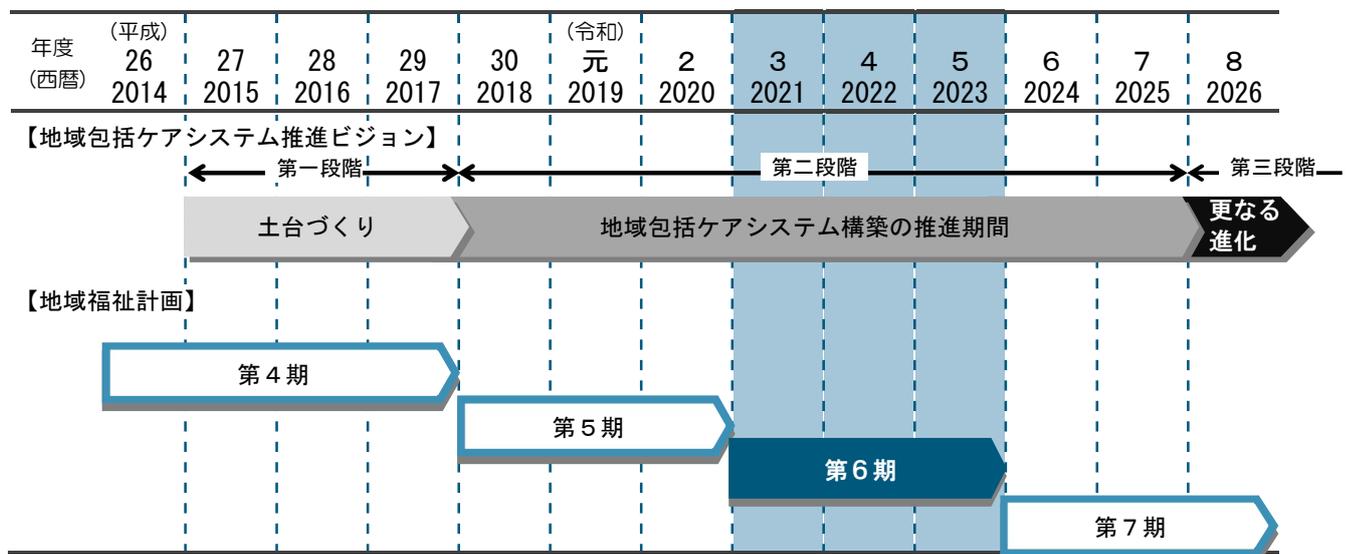
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成16（2004）年度に第1期計画がスタートし、今回は第6期となります。また、今回の第6期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第6期計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間で



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と共に、地域福祉の推進を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

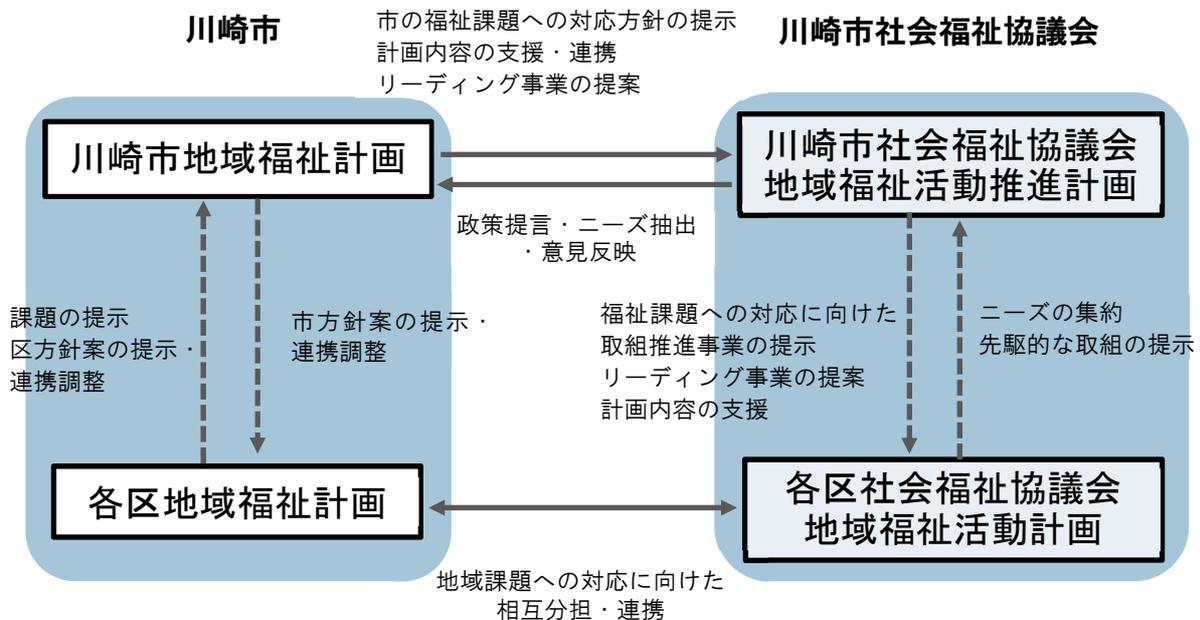
地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、調査・普及等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」（次頁以降参照）の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

【川崎市地域福祉計画と川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

(1) 社会環境の変化

社会環境の変化として、本市は比較的若い都市ですが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、ケア人材の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市では、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などに影響されるニーズの多様化・複雑化による地域での生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象に、平成27(2015)年3月、関連個別計画の上位概念として、「推進ビジョン」を策定しました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働からはじめられましたが、まちづくりの側面も重要と考えられ、地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざし、まちづくりや地方創生などの取組との連携や、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断ら

ない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

◆制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方



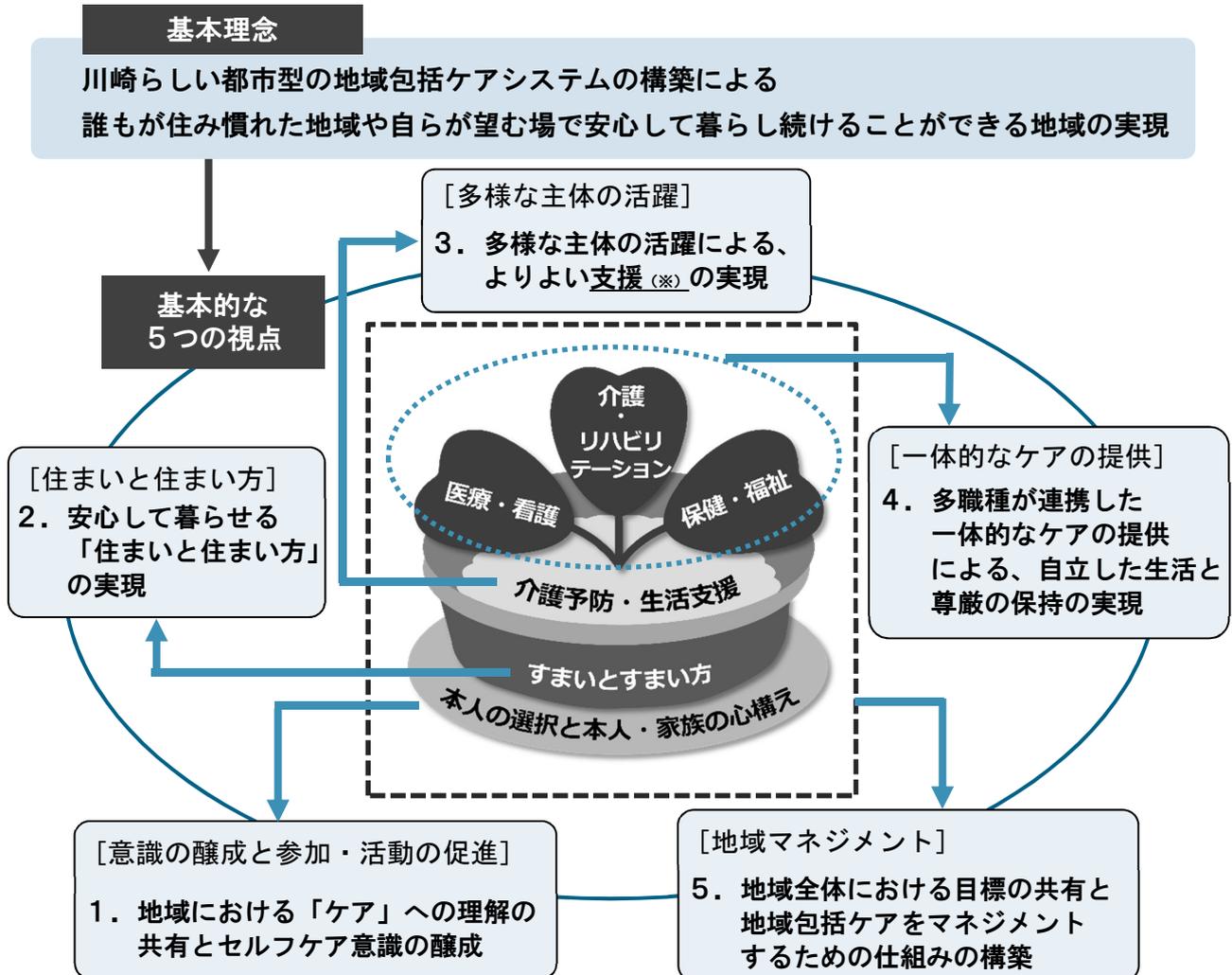
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

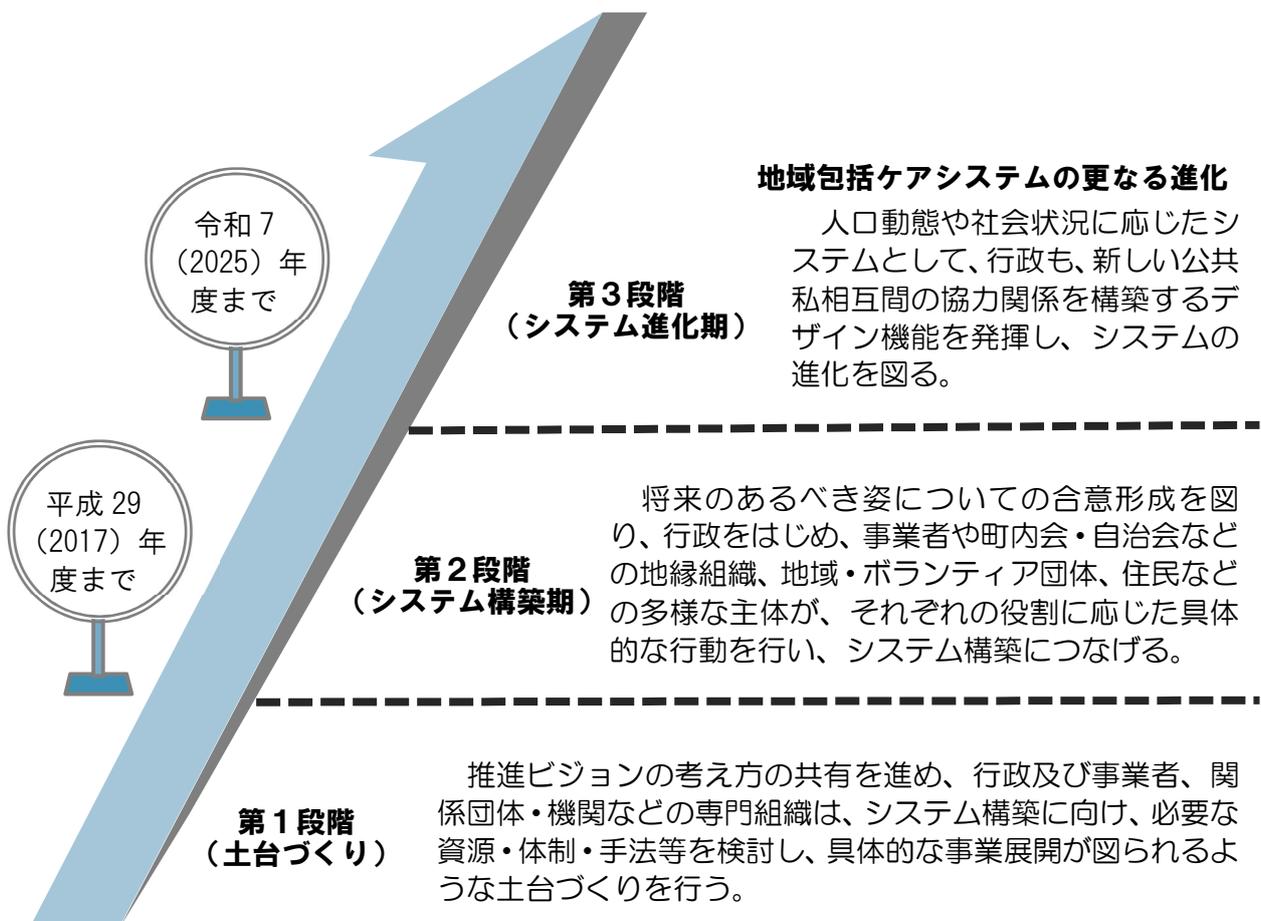
※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までを第 1 段階の「土台づくり」の期間として、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までを第 2 段階の「システム構築期」、令和 8（2026）年度以降を第 3 段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）[※]以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

こうした中、令和 7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）を意識しながら、安心できる社会保障の構築と包摂的な社会の実現に向けて、令和 22（2040）年度を見据えた中長期的な視点で取組を推進します。



※2040年：2040（令和 22）年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上高齢者（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28（2016）年 4 月には、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、住民に身近な区役所で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図るとともに、専門職種のアウトリーチ機能を充実して連携を強化し、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとして、連携を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置しました。

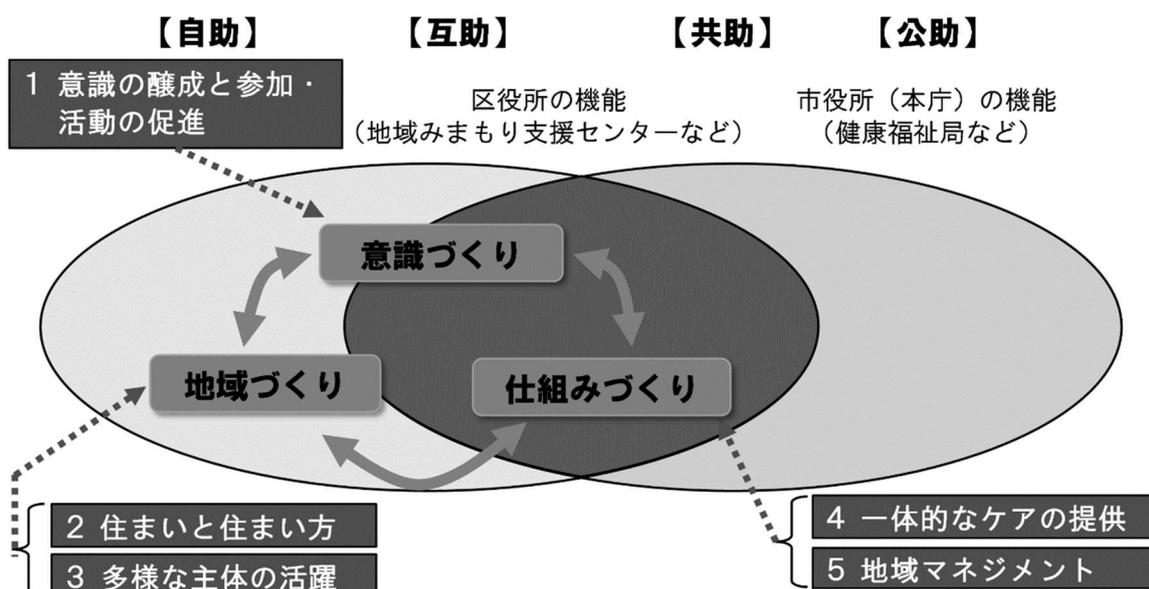
なお、地域みまもり支援センターについては、センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、平成 31（2019）年 4 月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



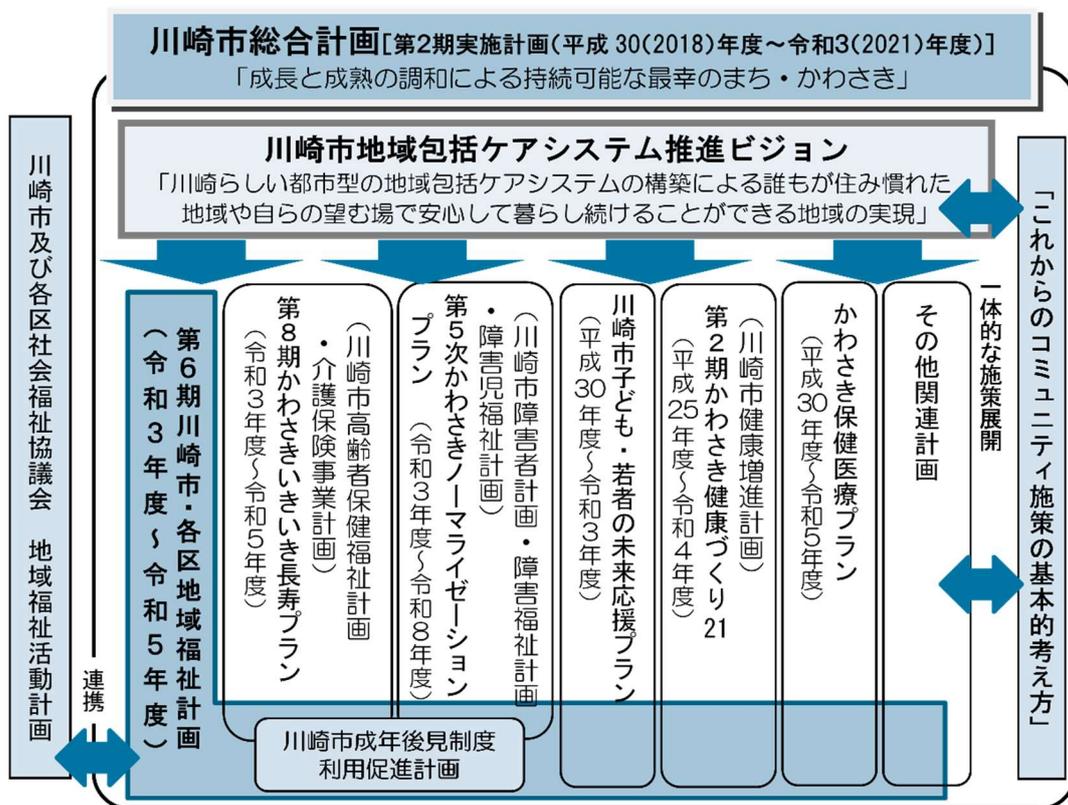
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和2（2020）年度）の「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強め、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして関連計画と連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

なお、川崎市成年後見制度利用促進計画については、本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



なお、推進ビジョンの取組推進にあたっては、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4 第5期計画での取組と第6期計画への課題

第5期計画での取組（平成30（2018）～令和2（2020）年度）

第5期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、整理を行い、第6期計画策定につなげます。

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- （1）住民が主役の地域づくり
- （2）住民本位の福祉サービスの提供
- （3）支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- （4）連携のとれた施策・活動の推進

第6期計画への課題

【基本目標1】

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること

【基本目標2】

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながれる連動した仕組みづくりを進めること

【基本目標4】

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携を進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿

（1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

（2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31万人（令和元（2019）年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16万8千人から、令和7（2025）年には20万5千人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、令和7（2025）年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。それにあたり、令和7（2025）年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、令和7（2025）年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況になりつつある。 ○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という市民の意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっているとともに、多世代の地域活動も多くみられている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、各地域の課題解決に向けた支援を行うことで、基本的な役割を担っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境が作られている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者避難支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて 想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増している。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などによって、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもや若者の地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、ともに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第6期計画期間における施策の方向性

(1) 計画の基本理念・目標

第6期計画では、第5期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第5期計画を踏襲し「**市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～**」とします。

さらに、基本目標は①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つを継続し、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

また、第6期計画においては、①地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高め、②小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくように、各区計画に、「地域ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載するとともに、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進します。さらに、③「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供していきます。さらに、地域包括ケアに関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上、保健・福祉人材の確保及び育成、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

災害時の福祉支援、一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの構築、虐待への適切な対応、生活困窮者等の自立支援に向けた取組、引きこもりや自殺対策など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、地域力を活かしながら、こうした今日的な課題に対応した取組を推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、福祉・介護等サービスの基盤を整備しつつ、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、社会福祉協議会との協働・連携を推進するとともに、他分野と連携のとれた施策展開を図ります。

(2) 計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、「第5期川崎市地域福祉計画」においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする圏域を第2層として、「地域ケア圏域」としてきました。

今般、これまで行政が取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を44圏域に分け、地区カルテ等を活用して、より多くの方々と共に地域の状況を共有していきます。なお、この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

今後は、さらに地域の実情に応じて、より小規模な地域の状況把握や課題解決が重要となっていくことから、小地域を第3層としながら、「地域ケア圏域」については、より市民に身近な地域での様々な活動の展開をめざして、圏域の設定のあり方を検討していきます。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和2（2020）年5月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約650） 小学校区（114校区）など	（例示） <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。など
第2層	地域ケア圏域（44圏域） 人口平均 35,000人 中学校区（51校区） 地区社会福祉協議会（40地区） 地区民生委員児童委員協議会（56地区）	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7区） 人口 16万人～25万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約150万人	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

7 第6期計画の実施状況の点検・見直し

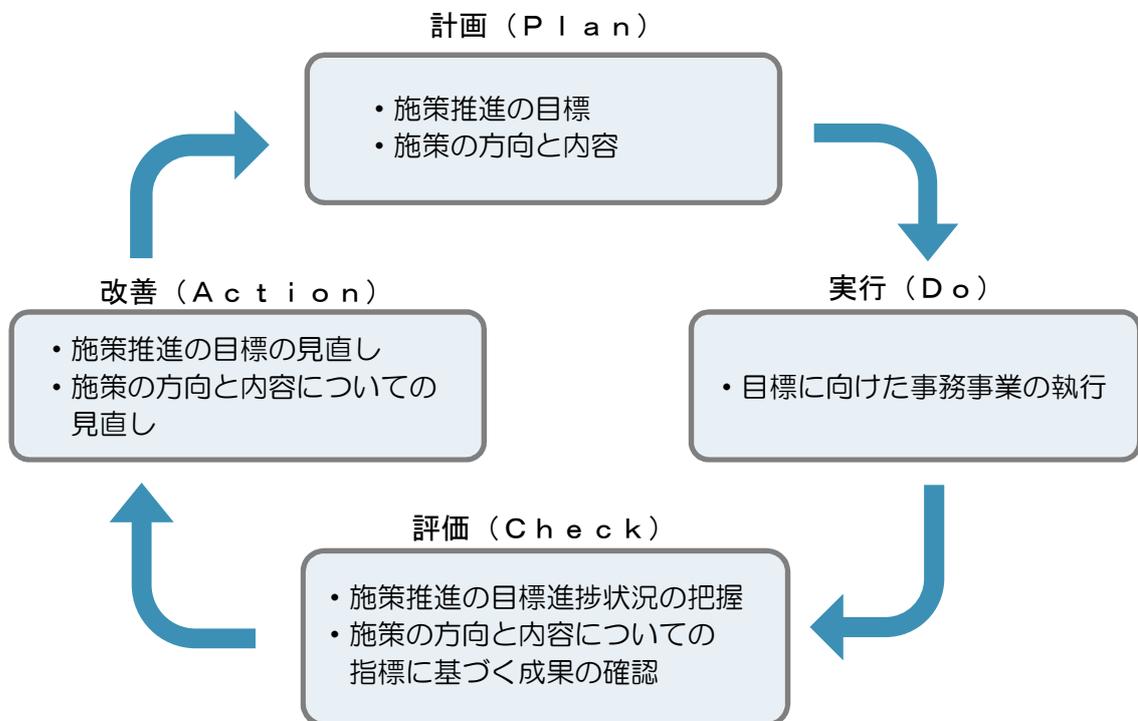
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第6期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）につなげます。

【PDCAサイクル】



【新型コロナウイルス感染症を踏まえた 今後の地域活動について】

新型コロナウイルス感染症によって、市民の間には様々な不安が広がり、これまでのような地域活動が展開しにくい状況が存在します。

本計画に位置付けられている様々な取組においては、相談や交流の場づくりなど、「顔の見える関係づくり」が重要といえます。一方で、「新しい生活様式」の下では、地域活動においても、3密（密閉、密集、密接）を避ける、ソーシャルディスタンスの確保など、対面や人が集まるような活動を控えることも考えなければなりません。

この相反する課題のもと、どのように地域福祉を推進していけばよいでしょうか？

これには、直ちに正解が得られるものではありませんが、次のような工夫した事例なども報告されています。

- * 高齢者の通いの場を提供していたボランティア団体が緊急事態宣言により通いの場を休止せざるをえなくなった。その代わりに、スタッフが手分けをして参加者に**定期的に電話し、おしゃべりをしながら近況を伺ったことで、見守りの機能としての「つながり」を保つことができた。**
- * テレワークや在宅勤務の普及によって、これまで地域活動にあまり関心のなかった世代が地元で過ごす時間が長くなったことから、地元の店舗を利用したり、**地域の魅力を再発見することで、地域活動に取り組む気持ちが芽生えた。**

これらの事例は、感染拡大防止への対応に模索し始めた令和2（2020）年度中のものですが、今後も新しい視点・発想による、「新しい生活様式」の下での「新しい地域活動」を市民の方々と一緒に作りあげていきたいと考えています。

- ※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症については、川崎市及び厚生労働省のホームページで最新の情報を把握するよう心掛けてください。

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
- ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
- ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉バル）
 - ②いきの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実
- ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
 - ⑤コミュニケーション支援事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
- ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
 - ⑤児童相談所運営事業
- (3) 保健・福祉人材等の育成
- ①福祉人材確保対策事業
 - ②看護師確保対策事業
 - ③保育士確保対策事業
- (4) 権利擁護の取組
- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の福祉支援体制の構築
- ①災害救助その他援護事業
 - ②地域防災推進事業
- (2) 見守りネットワークの推進
- ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
- ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組
- ①生活保護自立支援対策事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④母子父子寡婦福祉資金貸付事業
 - ⑤子ども・若者支援推進事業
 - ⑥里親制度推進事業
 - ⑦児童養護施設等運営事業
 - ⑧更生保護事業
 - ⑨「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援
- (5) ひきこもり対策等の推進
- ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 福祉・介護等サービスの基盤整備等
- ①介護サービスの基盤整備事業
 - ②障害福祉サービスの基盤整備事業
 - ③公立保育所運営事業
 - ④認可保育所整備事業
 - ⑤市営住宅等ストック活用事業
- (3) 市民・事業者・行政の協働・連携
- ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥かわさき健幸福寿プロジェクト
 - ⑦健康リビング事業
 - ⑧居住支援協議会の運営
- (4) 社会福祉協議会との協働・連携
- ①社会福祉協議会との協働・連携
- (5) 総合的な施策展開に向けた連携体制
- ①川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

**高津区地域福祉計画策定
にあたって**

第1章

1 高津区地域福祉計画の策定

すべての人が住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと生活していくためには、家族、近隣そして地域の人々がお互いを気にかけて、いざというときには共に支え合うことが必要です。

そのような地域の実現のために、高津区地域福祉計画において、行政は各取組を通して、区民の皆さんが地域活動に参加していただけるような機会や場づくりに努めるとともに、必要な福祉サービスを提供し、多様な機関や団体との連携・協働などを進めていきます。

しかし、まちづくりの主役は、高津区に暮らしている「あなた」です。安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、「あなた」の参加が必要です。

さあ、福祉の地域・まちづくりを進めていきませんか。

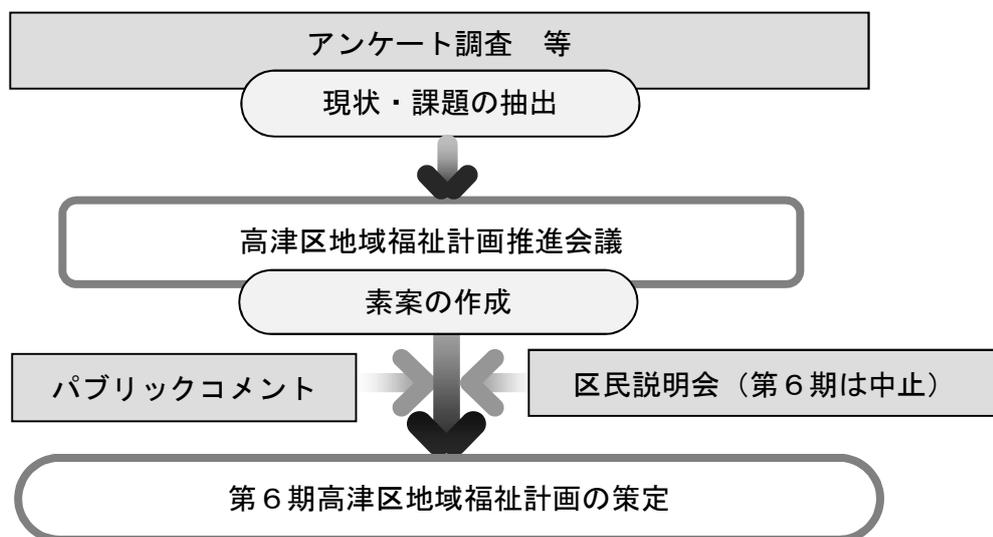
●計画策定の流れ

第6期計画の策定にあたっては、区民ニーズを的確に把握し、事業を効率的・効果的に実施することを目的として調査した「高津区区民生活に関わるニーズ調査」や、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体等に対しての地域福祉に関する意識を調査した「川崎市地域福祉実態調査」を基に地域の現状や課題の掘り起こしを行いました。

そこで得られた課題や第5期計画の取組の振り返りを「高津区地域福祉計画推進会議」において共有し、区内の各種団体を代表する委員から様々な視点による意見をいただき、高津区地域福祉の推進に向けた理念や基本方針及び具体的な取組を検討して、計画の素案を作成しました。

計画素案に対してパブリックコメント・区民説明会（第6期は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止のため、市ホームページに説明会用資料と音声データを掲載）で区民の皆さんの意見を募集し、その意見を基にさらに検討し、計画案を策定しました。

【計画策定の流れ】



2 高津区の地域の特徴

(1) 高津区の概要



■人口 234,458 人 ■世帯数 114,643 世帯
 ■面積 17.10 km² (令和2年9月1日現在)

高津区は、多摩川や二ヶ領用水の流れる平坦地と、多摩丘陵の一角を形成する丘陵地で形づくられ、豊かな水辺空間と起伏ある地形が特徴となっています。

昭和47(1972)年に川崎市が政令指定都市に移行した際、5つの行政区のひとつとして誕生し、昭和57(1982)年の行政区の再編により宮前区が分区して現在の高津区となっています。

江戸時代に大山街道沿いの宿場町として賑わった二子地区や溝口地区では、多くの人が交流し商業が栄えるとともに、歌人・岡本かの子、陶芸家・濱田庄司、画家／彫刻家・岡本太郎や詩人／童謡作家・小黒恵子など多くの芸術家を輩出しています。また、橘地区には、本市初の国史跡である橘樹官衙遺跡群をはじめ、市内で唯一現存する前方後円墳を有する蟹ヶ谷古墳群など、古代かわさきの記憶を今に残す豊富な歴史的・文化的資源が存在しています。

市街地の発展は、昭和初期に玉川電気鉄道溝ノ口線(現・東急田園都市線)と南武鉄道(現・JR南武線)の開通を契機として始まり、戦後は、東京への通勤圏として住宅需要が増大したことに伴い、宅地・マンションの開発や溝口駅北口再開発等の都市基盤の整備が進められてきました。分区当時の人口は146,793人(昭和57(1982)年7月1日現在)でしたが、人口増加が進み令和2(2020)年9月1日現在の人口は234,458人で、市内7区の中で2番目

となっています。将来人口推計では、令和17(2035)年に人口のピーク(242,900人)を迎えることが予測されており、今後も人口増加が続く見込みとなっています。

また、自然や歴史・文化的特性に加え、高津区は市内でも製造業の事業所数が多く、川崎のものづくりを支える中小の加工組立企業をはじめ、研究開発型企業やベンチャー企業が数多く立地しています。

区の木



高津区の木
うめ

区の花



高津区の花
すいせん



国登録有形文化財(建造物)二ヶ領用水久地円筒分水

高津区的主要地域資源・魅力等



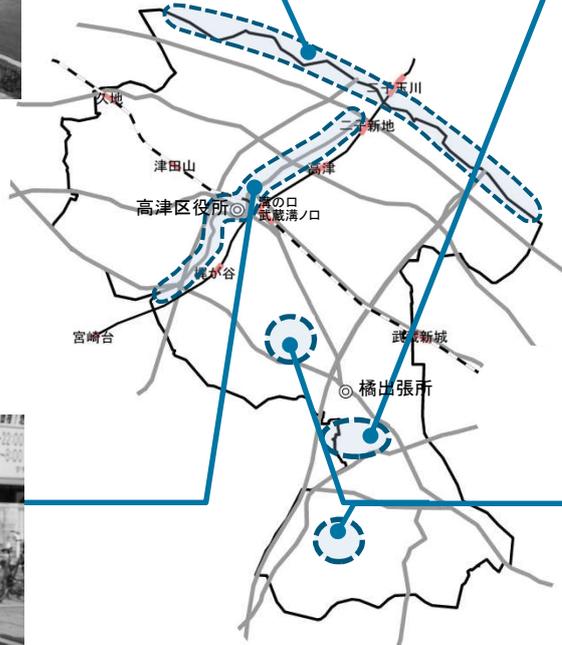
区民の憩いの場・多摩川



市内初の国史跡 たちばなかんがいせきぐん
橘樹官衙遺跡群
（「橘樹郡衙跡」発掘風景）



大山街道の歴史を再現した納太刀



橘地区に広がる「農のある風景」

(2) 高津区地域福祉マップ

行政機関・福祉機関等

◆ 行政機関・福祉機関等

	名称	住所	電話番号
1	高津区役所・高津区役所地域みまもり支援センター	下作延 2-8-1	861-3113
2	高津区役所橋出張所	千年 1362-1	777-2355
3	高津市民館	溝口 1-4-1 ノクティ2 (丸井ビル) 11・12階	814-7603
4	プラザ橋	久末 2012-1	788-1531
5	川崎市民プラザ	新作 1-19-1	888-3131
6	高津区社会福祉協議会	溝口 1-6-10(てくのかわさき3階福祉バルたかつ内)	812-5500
7	川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	溝口 2-20-1	813-0808

高齢者に関する施設

■ 地域包括支援センター

1	樹の丘地域包括支援センター	久地 4-19-1	820-8401
2	すえなが地域包括支援センター	末長 1-3-13	861-5320
3	ひさすえ地域包括支援センター	久末 453	797-6531
4	陽だまりの園地域包括支援センター	諏訪 2-10-15	814-5637
5	溝口地域包括支援センター	溝口 1-6-10	820-1133
6	リ・ケア向ヶ丘地域包括支援センター	向ヶ丘 130-9	865-6238
7	わらく地域包括支援センター	千年 141	799-7951

■ いこいの家

1	梶ヶ谷いこいの家	梶ヶ谷 5-8-27	853-5185
2	上作延いこいの家	上作延 1142-4	865-1633
3	くじいこいの家	久地 3-16-1	811-2234
4	子母口いこいの家	子母口 983	755-0147
5	末長いこいの家	末長 2-27-2	866-0749
6	高津いこいの家	久本 3-6-22	811-5120
7	東高津いこいの家	下野毛 1-3-2	813-1886

□ 地域交流センター

1	高津老人福祉・地域交流センター	末長 3-24-4	853-1722
---	-----------------	-----------	----------

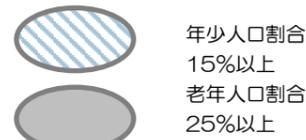
障害者に関する施設

▲ 福祉会館

1	北部身体障害者福祉会館	溝口 1-18-16	811-6631
---	-------------	------------	----------

▲ 障害者相談支援センター

1	たかつ基幹相談支援センター	溝口 3-13-5	543-9812
2	くさぶえ地域相談支援センター	末長 3-25-8	863-9744
3	地域相談支援センターゆきやなぎ	二子 2-18-10 グロービル高津 101号室	819-5812
4	地域相談支援センターいまここ	二子 6-3-3 グラウンドル栄 A-202	819-4304



資料: 川崎市町丁目別年齢別人口(令和2年9月末日現在)



キラリデッキ

子どもに関する施設

● 子ども文化センター

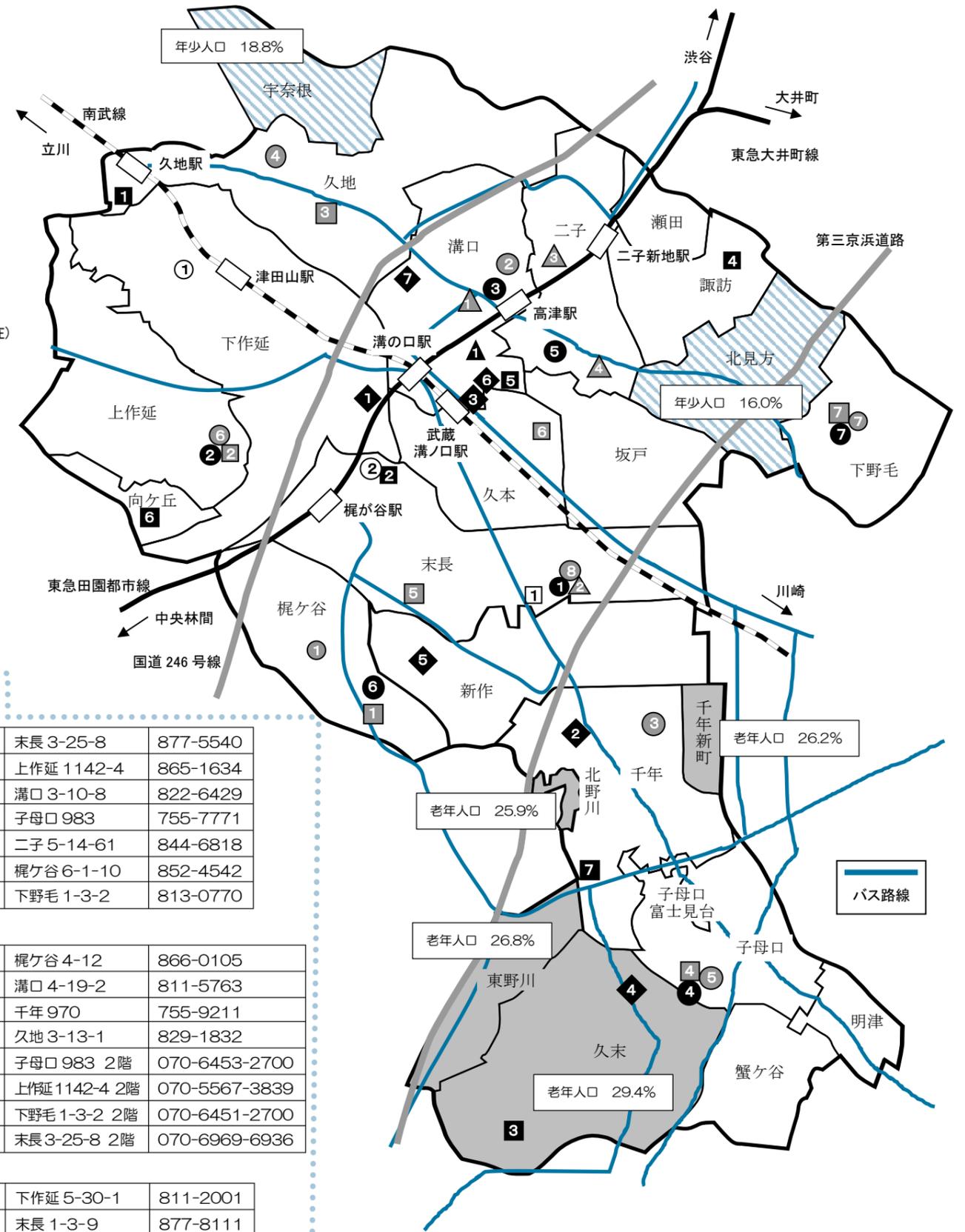
1	末長子ども文化センター	末長 3-25-8	877-5540
2	上作延子ども文化センター	上作延 1142-4	865-1634
3	高津子ども文化センター	溝口 3-10-8	822-6429
4	子母口子ども文化センター	子母口 983	755-7771
5	二子子ども文化センター	二子 5-14-61	844-6818
6	梶ヶ谷子ども文化センター	梶ヶ谷 6-1-10	852-4542
7	東高津子ども文化センター	下野毛 1-3-2	813-0770

● 地域子育て支援センター

1	地域子育て支援センターかじがや	梶ヶ谷 4-12	866-0105
2	地域子育て支援センターたまご	溝口 4-19-2	811-5763
3	地域子育て支援センターちとせやまゆり	千年 970	755-9211
4	地域子育て支援センターそよかぜ	久地 3-13-1	829-1832
5	地域子育て支援センターしほくち	子母口 983 2階	070-6453-2700
6	地域子育て支援センターかみさくのへ	上作延 1142-4 2階	070-5567-3839
7	地域子育て支援センターひがしたかつ	下野毛 1-3-2 2階	070-6451-2700
8	地域子育て支援センターすえなが	末長 3-25-8 2階	070-6969-6936

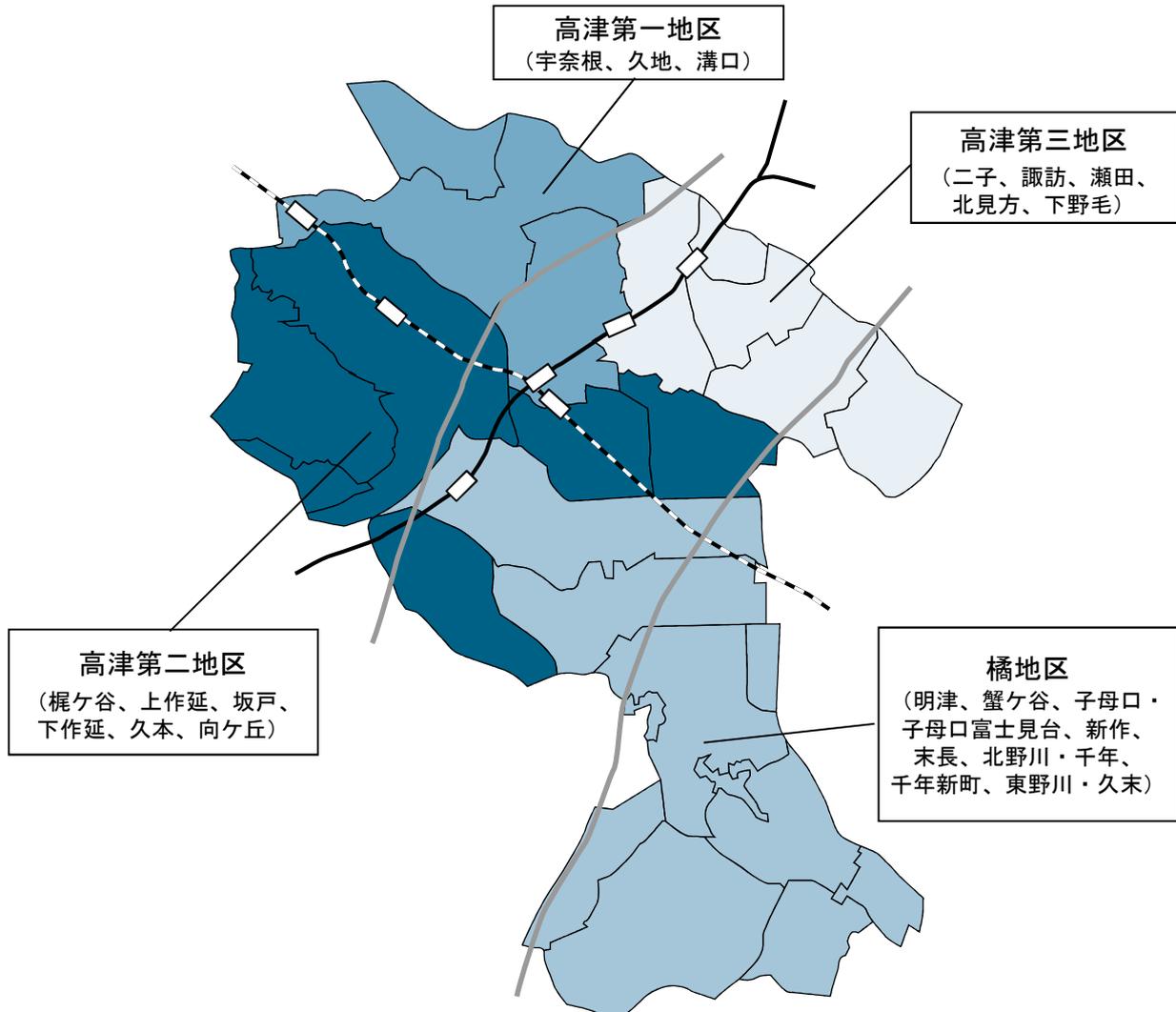
○ その他

1	子ども夢パーク	下作延 5-30-1	811-2001
2	中部児童相談所	末長 1-3-9	877-8111



(3) 地区の概況

高津区には、小学校区（15地区）、中学校区（5地区）、地区民生委員児童委員協議会の区域（7地区）、地区社会福祉協議会の区域（4地区）、地域包括支援センターの区域（7地区）等、様々な区域が存在します。ここでは4地区（高津第一・高津第二・高津第三・橘）に分けて概況を整理しました。



●地区データ：「高津区 地区カルテ」を基に作成

●地区内の保健福祉活動資源、地区で行われている保健福祉活動：広く区民を対象とする施設・団体・活動で区が把握しているもの

●NPO（特定非営利活動法人）

川崎市内にのみ事務所を置くNPO法人名簿より、主たる事務所の所在地が川崎市高津区内で、活動の種類が「保健、医療、福祉」「社会教育」「まちづくり」「学術・文化・芸術・スポーツ」「地域安全」「子どもの健全育成」「情報化社会」「連絡・助言・援助」に該当するもの

(参考) 内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/>

神奈川県NPO・ボランティアホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/life/1/16/85/>

川崎市NPO法人関連ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-7-17-0-0-0-0-0-0.html>

① 高津第一地区

地区内の町丁名

宇奈根、久地、溝口



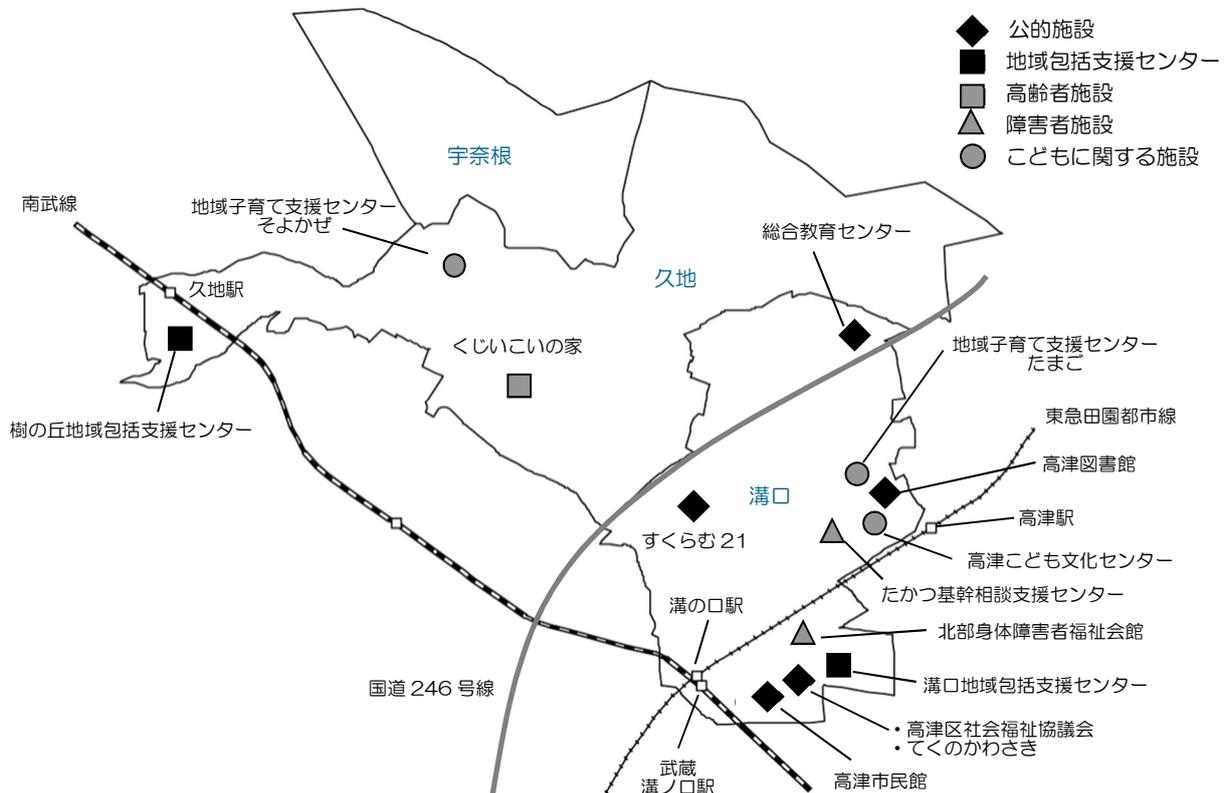
■ 地区の概況

- ・宇奈根地区は、多摩区との区界に位置し、多摩川に接しています。西側は住宅街で、東側は川崎のものづくりを支える中小企業の多い地帯となっています。
- ・久地地区は、区の北西部に位置し、西は多摩区と隣接、北は多摩川と接しており、平瀬川、ニヶ領用水が流れています。本市初の国登録有形文化財、ニヶ領用水久地円筒分水があります。川崎のものづくりを支える中小製造業が多くあります。
- ・溝口地区は高津駅、溝の口駅付近に広がる区の北部エリアで、アクセスの良さから働く世代が多く住んでいます。商業施設や集合住宅が多く、新しい住宅が建ち、転入者が多い地域です。

■ 地区データ

人口	31,263 人	0～14 歳人口	4,010 人
世帯数	16,374 世帯	15～64 歳人口	22,722 人
高齢化率(65 歳以上)	14.5%	65 歳以上人口	4,531 人

資料：高津区地区カルテ（基準日：令和2年9月末日）



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分		名称	区分	名称
行政機関・福祉機関等		高津市民館 高津図書館 てくのかわさき(生活文化会館) 総合教育センター 福祉パルたかつ・高津区社会福祉協議会 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	認可保育所	このはな保育園、まなびの森保育園高津、くじ保育園、うめのき保育園、ぶどうの実久地園、YMCA たかつ保育園、西高津くさはな保育園、レッツ・びー溝の口保育園、アスク高津えきまえ保育園、すこやか溝口保育園、まなびの森保育園高津・分園、わらべうた溝の口南口保育園、みそのくち保育園、あいみー高津保育園、アスク高津保育園、天才キッズクラブ楽学館溝の口園、スターチャイルド《高津溝口ナーサリー》、あいみー溝口保育園、溝口ピノキオ保育園、(仮称) LIFE SCHOOL 溝ノ口
公園体操		久地梅林公園、久地ふれあい公園、溝口南公園、溝口緑地公園(高津図書館公園前)	幼稚園	高津幼稚園
高年齢者施設	地域包括支援センター	樹の丘、溝口	小・中学校	久地小学校、高津小学校 西高津中学校
	いこいの家	くじいこいの家、久地第二いこいの家(民間)	こども文化センター	高津こども文化センター
障害者施設	障害者相談支援センター	たかつ基幹相談支援センター、くさぶえ地域相談支援センター、地域相談支援センターゆきやなぎ、地域相談支援センターいまここ	地域子育て支援センター	地域子育て支援センターそよかぜ 地域子育て支援センターたまご
	その他	北部身体障害者福祉会館	町内会	宇奈根、久地第1・第2・第3、久地新田、久地東、久地西町、溝口第1・第2・第3、溝口本町、溝口第5、溝口南、溝口第6、溝ノ口駅前
NPO 法人		アルコールケアセンターたんぼぼ、WE21ジャパン・たかつ、かわさきマンション管理組合ネットワーク、たかつdeほっと、高津区文化協会、川崎市空家活用支援センター、スウェーデン認知症研究所ひめしゃら、ワーカーズ・コレクティブ・びすけっと、大山街道活性化推進協議会、認知症高齢者サービス研究センター		

①高津第一地区

■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	活動内容	グループ名
高齢者・ 障害者	老人クラブ	宇奈根もみじ会、久地第一ときわ会、久地いきいきクラブ、久地第三さらく会、久地東長寿会
	会食会・サロン・カフェ	久地わかたけ会、高津第1地区社協福寿草の会
	運動・体操・レクリエーション	パークボール愛好会、歩こう会、体操の会、シニア健康体操
	その他	久地第2みまもり活動
子育て	子育てサロン	うめの里、ふれあいサロン「きらり」、子育てほっとサロン、キューピーランド、あつまれひよこキッズ、高津子育てサークル「ハンブーキッズ」
	子育てグループ	のびっこ、高津子育て支援隊パウパウ
	子育て支援グループ	高津図書館読み聞かせグループめんどり、ゆりかご、コロコロたまごの会
健康	ストレッチ体操、レクダンス等	すみれ会、梅香の会、くじ健康体操OB会、和の会、よつば会、さくらの会、桜の会-21、わかくさ会
その他	—	あおぞら会、地域で賭けないマージャン、ふれあい歌声喫茶、各種サークル活動（語学・文学・料理・生花絵画・ヨガ・ダンス等）

② 高津第二地区

地区内の町丁名

梶ヶ谷、上作延、坂戸、下作延、久本、向ヶ丘



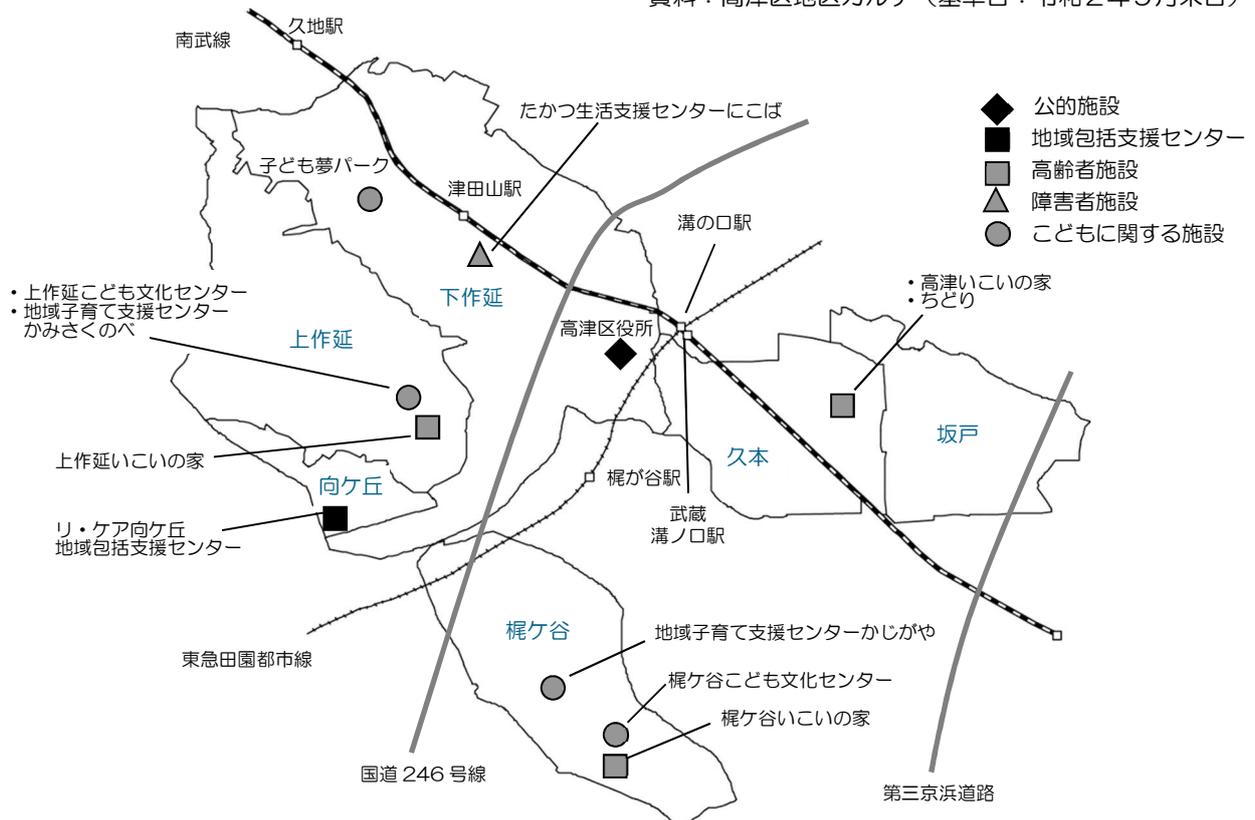
■ 地区の概況

- ・梶ヶ谷地区は区の西部に位置し、バス通りを中心に区画整備された住宅地が広がる地域です。夏祭りや公園の清掃などの活動が行われています。
- ・上作延と向ヶ丘地区は戸建てや小型マンションが建つ一方、古くからの農家もあります。バス等の利用で駅や大型施設、病院へもアクセスしやすい地域です。
- ・坂戸地区は全体的に平坦で、集合住宅が多いです。子育て世代の人口が多く、町内会同士の交流や協力が活発です。かながわサイエンスパーク（KSP）があります。
- ・下作延地区は区の北西部に位置し、3駅利用可能で利便性がよく、若い世代が多い一方、古くから住む方も多い地域です。町会や子ども会の活動も活発です。
- ・久本地区はJR南武線武蔵溝ノ口駅・東急田園都市線溝ノ口駅付近に位置し、大規模マンションなど集合住宅が多くあります。

■ 地区データ

人口	68,114 人	0～14 歳人口	8,609 人
世帯数	34,268 世帯	15～64 歳人口	46,532 人
高齢化率(65 歳以上)	19.0%	65 歳以上人口	12,973 人

資料：高津区地区カルテ（基準日：令和2年9月末日）



②高津第二地区

■ 地区内の保健福祉活動資源

区分	名称
行政機関・福祉機関等	高津区役所 ちどり（地域福祉施設） 子ども夢パーク
公園体操	梶ヶ谷第1公園、梶ヶ谷第3公園、上作延第2公園、上作延いこいの家中庭、不動ヶ丘公園、坂戸公園体操、下作延北ノ谷公園、津田山第三公園、久本薬医門公園体操、向ヶ丘東公園、下作延第3公園、梶ヶ谷6丁目はな公園
施設 高齢者	地域包括支援センター 樹の丘、溝口、リ・ケア
	いこいの家 梶ヶ谷いこいの家、上作延いこいの家、高津いこいの家
施設 障害者	障害者相談支援センター たかつ基幹相談支援センター、くさぶえ地域相談支援センター、地域相談支援センターゆきやなぎ、地域相談支援センターいまここ
	その他 たかつ生活支援センターにこぼ
NPO法人	こどものみかた、チャレンジサポートプロジェクト、ハピタ、みなみかぜ高津、川崎ウィングス・フットボールクラブ、『心画』竜の書、シェアドッグスクール、たすけあいだんだん、ACT-R、NPO地域社会情報化研究所、コスモス、こととふらボ、ザ・事務方、ハートセラピー川崎21、ピアたちばな、やたがらす、わかかさ、教育活動総合サポートセンター、川崎市キャリア開発センター、川崎市障害福祉施設事業協会、川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会、明日葉の会、福祉移動サービスみらい

区分	名称
認可保育所	ニチキッズ梶ヶ谷保育園、アスクかじがや保育園、梶ヶ谷保育園、ベネッセ津田山保育園、溝の口もりのこ保育園、坂戸保育園、スターチャイルド《KSPナーサリー》、坂戸くれよん保育園、緑の杜保育園、レッツ・びー梶ヶ谷保育園、アスク溝の口保育園、津田山保育園、アートチャイルドケア津田山きらら、レッツ・びー久本保育園、にじのそら溝の口保育園、川崎たちばな保育園、優祥会わかば保育園、みつばち保育園～Stars～、こもれび保育園川崎梶ヶ谷園
幼稚園	梶ヶ谷幼稚園、洗足学園大学附属幼稚園
認定こども園	津田山幼稚園
小・中学校	西梶ヶ谷小学校、梶ヶ谷小学校、南原小学校、上作延小学校、坂戸小学校、久本小学校、下作延小学校、洗足学園小学校、県立高津養護学校 高津中学校、中央支援学校、洗足学園中学高等学校、県立高津養護学校
こども文化センター	梶ヶ谷こども文化センター 上作延こども文化センター
地域子育て支援センター	地域子育て支援センターかじがや 地域子育て支援センターかみさくのべ
町内会	梶ヶ谷町内会、梶ヶ谷1丁目町内会、梶ヶ谷2丁目町内会、梶ヶ谷4丁目町内会、上作延町会、上作延公社住宅自治会、上作延団地自治会、上作延第2住宅自治会、不動ヶ丘共同住宅自治会、不動ヶ丘第2団地自治会、上作延第1自治会、三井化学自治会、坂戸第1町会、坂戸第2町会、坂戸日商自治会、坂戸住宅自治会、溝の口ガーデンプレミアム自治会、下作延第1町内会、下作延第2町会、下作延第3町内会、下作延中央町内会、下作延東町内会、下作延中住宅自治会、津田山町内会、久本町会、パークシティ溝の口自治会、メイフェアクラブ、ザ・タワー&パークス自治会

■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	活動内容	グループ名
高齢者・ 障害者	老人クラブ	梶ヶ谷にここ会、上作延最勝会、上作延若葉会、不動ヶ丘親和会、坂戸第一長生会、坂戸友和会、坂戸住宅長生会、下作延第一長寿会、下作延第1福寿会、下作延第2福寿会、下作延第3福寿会、下作延第二長寿会、下作延第三長寿会、下作延中央第一寿会、下作延中央第二寿会、下作延東町会なごみ会、津田山フレンズ、久本第一長生会、久本第二長生会、久本第三長生会
	会食会・サロン・カフェ	高津第2地区社協ふれあい会食会、梶ヶ谷ふれあい会食会、上作延ミニデイ、高津第2地区社協ふれあい会食会高津会場、だんらん、ほっとの会、カフェつどい、ふれあい交流会、溝の口カフェ、しもさくサロン、茶話会、ココデお食事の会、みかんサロン、メイフェアカフェ、燦燦会
	運動・体操・レクリエーション	—
	その他	独居高齢者のみまもり、ご近所ネット、月1回高齢者の集まり実施、にここ会、敬老事業、隣愛クラブ
子育て	子育てサロン	あつまれ！ひよこキッズ梶が谷・津田山、パークシティ溝の口ベビーサロン、メイフェアパークス子育てサロン、子育てサロンコアラ
	子育てグループ	たんぼぼ保育、THEアートプロジェクト多文化読み聞かせ隊
	子育て支援グループ	親子でもっとあそぼう会、NPO法人フリースペースたまりば、THEアートプロジェクト多文化読み聞かせ隊、自主保育ぼけっと、パークシティおはなしの森、自主保育 B. B. だん
健康	ストレッチ体操、レクダンス等	梶ヶ谷体操クラブ、せせらぎ会、わかば会、カトリア会、野草会、萩の会、若葉の会、下作延第1町会ストレッチの会、溝口健康づくりの会、いきいき体操、ちどり健康体操クラブ、スマイル・ウィズ、ストレッチ&リズム体操（医療生協）
その他	—	囲碁・将棋の集い、コグニサイズで楽しく脳トレ、脳トレ健康マージャン教室、囲碁・将棋で遊ぶ会、歌の会

③ 高津第三地区

地区内の町丁名

二子、諏訪、瀬田、北見方、下野毛



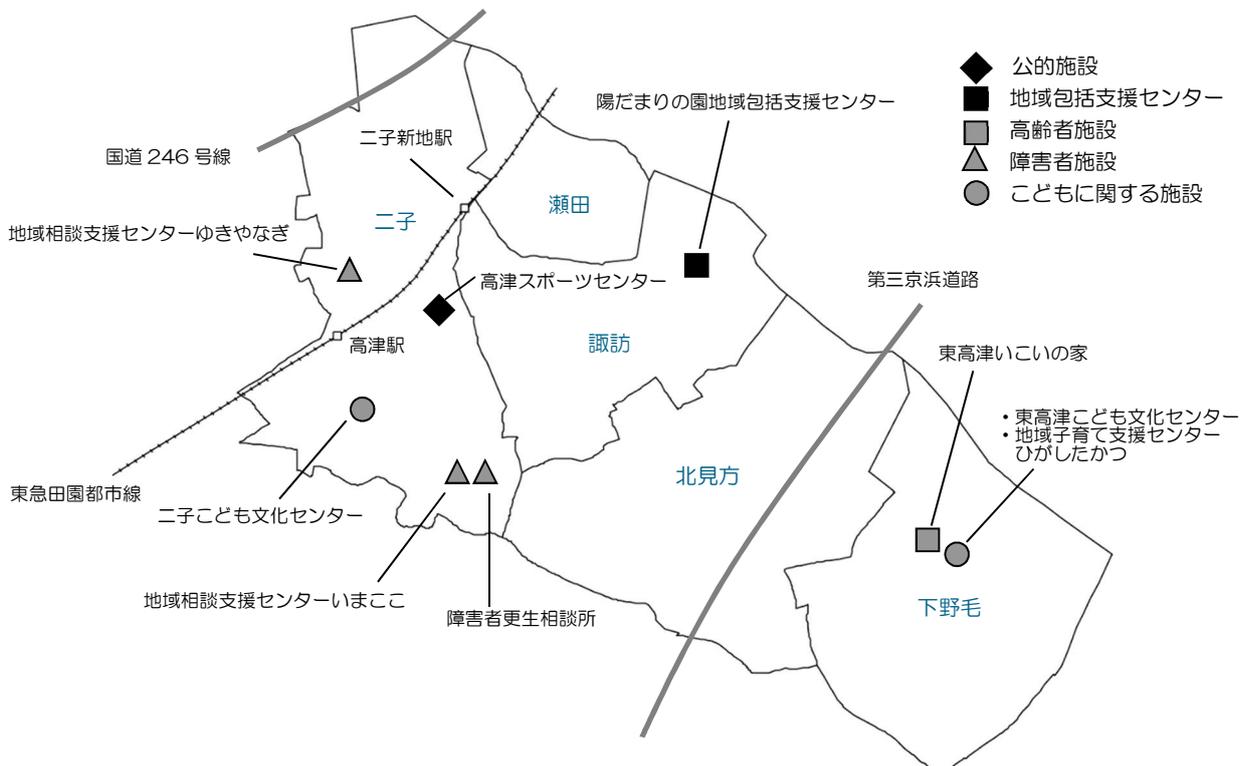
■ 地区の概況

- 二子地区は二子橋から二ヶ領用水にかけての地域で、東急田園都市線の駅が2つあります。戸建て、マンション、アパートが混在し、連合町会での行事なども行われています。
- 瀬田・諏訪地区は中心に諏訪神社があり、10月の例大祭など地域の行事が盛んです。梨園や畑もあり、古くからの住民が多い地域です。川崎市出身の詩人・童謡作家、小黒恵子氏の功績を紹介した「小黒恵子童謡記念館」があります。
- 北見方地区は第三京浜と多摩川、二ヶ領用水に囲まれた地域です。町会活動が活発で、白鬚神社の隣にある公民館が活動の拠点となっています。
- 下野毛地区は機械・食品工業の工場が多く、川崎のものづくりを支える中小製造業が数多くあります。最近では戸建ての増加に伴い、若い世代も増えてきています。

■ 地区データ

人口	35,635 人	0～14 歳人口	4,557 人
世帯数	19,093 世帯	15～64 歳人口	25,480 人
高齢化率(65 歳以上)	15.7%	65 歳以上人口	5,598 人

資料：高津区地区カルテ（基準日：令和2年9月末日）



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分		名称	区分	名称
行政機関・福祉機関等		高津スポーツセンター	認可保育所	にじいろ保育園二子新地、パレット保育園・高津、ソラスト高津保育園、二子保育園、すこやか高津保育園、すこやか諏訪保育園、スターチャイルド《高津ナーサリー》、ファミリア・キッズ二子新地駅前園、すこやか諏訪保育園、(仮称)くすのき保育園
公園体操		諏訪河原公園体操、北見方公園体操、北見方公民館公園体操、下野毛公園体操、二子神社公園体操	幼稚園	諏訪幼稚園
施設 高齢者	地域包括支援センター	陽だまりの園	小・中学校	東高津小学校
	いこいの家	東高津いこいの家	こども文化センター	二子こども文化センター 東高津こども文化センター
施設 障害者	障害者相談支援センター	たかつ基幹相談支援センター、くさぶえ地域相談支援センター、地域相談支援センターゆきやなぎ、地域相談支援センターいまここ	地域子育て支援センター	地域子育て支援センターひがしたかつ
	その他	障害者更生相談所	町内会	二子第1町会、二子第2町会、二子第3町内会、二子第4町会、二子第5町会、諏訪第1町会、諏訪第2町会、北見方町会、コスモ・ザ・ガーデン二子多摩川自治会、下野毛町会
NPO 法人		レックススポーツ、お年寄り生活支援センターゆたか、PULCINI FC、PrimeTime21、JAPAN、DT08、ぐるーぶ麦、防災・防犯ネットワーク、よこはまクラブ、らばん、高津総合型スポーツクラブ SELF、定年よ大志を抱けの会、エンジョイススポーツクラブ		

■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	活動内容	グループ名
高齢者・障害者	老人クラブ	二子第一長生会、二子ロンライクラブ、二子若菜会、二子塚錦長生会、諏訪長生会、北見方第一長生会、北見方第二長生会、下野毛長生会、
	会食会・サロン・カフェ	ミニデイケアひまわり会、ミニデイケアこでまり会、ミニデイケアすみれ会、ミニデイケアすまいるくらぶ、ミニデイケア木遊会、いずみ会、福寿草の会、諏訪ひだまり会、さつき会、あけぼの会、人生100年会
	運動・体操・レクリエーション	—
	その他	—
子育て	子育てサロン	あつまれ！二子1キッズ、子育てサロンコアラ
	子育てグループ	二子母親クラブ、ママサークルIDOBATA、d's ママコミュニティシングルサロン、ママとわたしの井戸端会議
	子育て支援グループ	キッズルームひこうせん、自主保育たまがわのびっこ
健康	ストレッチ体操、レクダンス等	桜の会21、サンルーム、オリーブクラブ、二子若菜会、東高津健やか推進委員会健康体操、水月会、健康クラブ
その他	—	—

■ 地区データ

人口	95,574 人	0～14 歳人口	12,713 人
世帯数	45,032 世帯	15～64 歳人口	62,964 人
高齢化率(65 歳以上)	20.8%	65 歳以上人口	19,897 人

資料：高津区地区カルテ（基準日：令和2年9月末日）

■ 地区内の保健福祉活動資源

区分	名称	区分	名称
行政機関・福祉機関等	高津区役所橘出張所 プラザ橘 川崎市民プラザ 中部児童相談所	認可保育所	蟹ヶ谷保育園、子母口わかば保育園、川崎子母口雲母保育園、ぶどうの実梶ヶ谷園、アスク武蔵新城保育園、にじいろ保育園武蔵新城、ベネッセ武蔵新城保育園、ちゃいれっく新作保育園、まなびの森保育園梶が谷、末長こぐま保育園、小学館アカデミーむさしんじょう第2保育園、保育園ゆいまあむ、千年たちばな保育園、たちばな中央保育園、明日葉保育園武蔵新城園、レッツ・ビー千年保育園、ちとせ山ゆり保育園、野川ほのぼの保育園
公園体操	蟹ヶ谷槍ヶ崎公園体操、橘樹神社体操、橘公園体操、子母口旭田公園体操、新作公園体操、新作第2公園体操、新作第3公園体操、新作八幡宮体操、笹の原公園体操、末長宗田公園体操、千年前田公園体操、千年新町公園体操(集会所前)、久末団地公園体操、久末公園体操、久末宮の谷公園体操、久末道下公園体操、久末谷中公園体操、久末大谷公園体操、久末城法谷公園体操、久末表耕地公園体操、蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅1号棟中庭公園体操	幼稚園	若竹幼稚園、川崎たまがわ幼稚園、川崎めぐみ幼稚園、たちばな幼稚園
高齢者施設	地域包括支援センター	認定こども園	新作やはた幼稚園
	いこいの家	小・中学校	子母口小学校、新作小学校、末長小学校、橘小学校、久末小学校 東橘中学校、橘中学校、東高津中学校
	その他	こども文化センター	子母口こども文化センター 末長こども文化センター
障害者施設	障害者相談支援センター	地域子育て支援センター	地域子育て支援センターしほくち、地域子育て支援センターすえなが、地域子育て支援センターちとせやまゆり

④ 橘地区

■ 地区内の保健福祉活動資源

区分	名称	区分	名称
NPO 法人	WonderChildren Shape the Dream あかつき作業所 あかね アシスト オーリーブ ダンスラボラトリー フリースペースたまりば 子育てを応援する会 アローゾ・スポーツクラブ 子ども支援サポートセンター 神奈川臨床エビデンス研究会	町内会	明津町内会、蟹ヶ谷自治会、市営蟹ヶ谷榎ヶ崎住宅自治会、蟹ヶ谷榎ヶ崎南自治会、蟹ヶ谷清水町会、蟹ヶ谷古滝町内会、蟹ヶ谷榎ヶ崎自治会、国土交通省蟹ヶ谷宿舎自治会、南たちばな自治会、ハイム蟹ヶ谷自治会、蟹ヶ谷住宅2号棟自治会、子母口南町内会、子母口富士見台町内会、子母口ブラザハイム自治会、子母口北町会、新作第一町内会、新作第二自治会、新作第三新和会、新作第四親和会、新作第五自治会、市営新作団地自治会、末長町内会、末長光友町会、末長中央町内会、末長宗田自治会、末長南自治会、末長久保台自治会、東末長町内会、末長台自治会、末長中町町会、姿見台スカイハイツ管理組合、セブンフォレストヒル自治会、ライオンズマンション溝の口自治会、梶が谷ブラザビル管理組合、千年町会、前田団地自治会、新前田住宅自治会、千年住宅自治会、千年新町町内会、千年新町市営住宅自治会、久末町内会、久末表A住宅自治会・B住宅自治会、市営久末団地自治会、県営久末アパート自治会、久末寺谷住宅自治会、大谷第二団地自治会、久末つつじハイツ自治会、明石穂自治会、久末谷中自治会、鷹巣橋自治会、ルックハイツ日吉自治会、久末西住宅自治会、野川東住宅自治会、野川中耕地自治会

■ 地区で行われている保健福祉活動

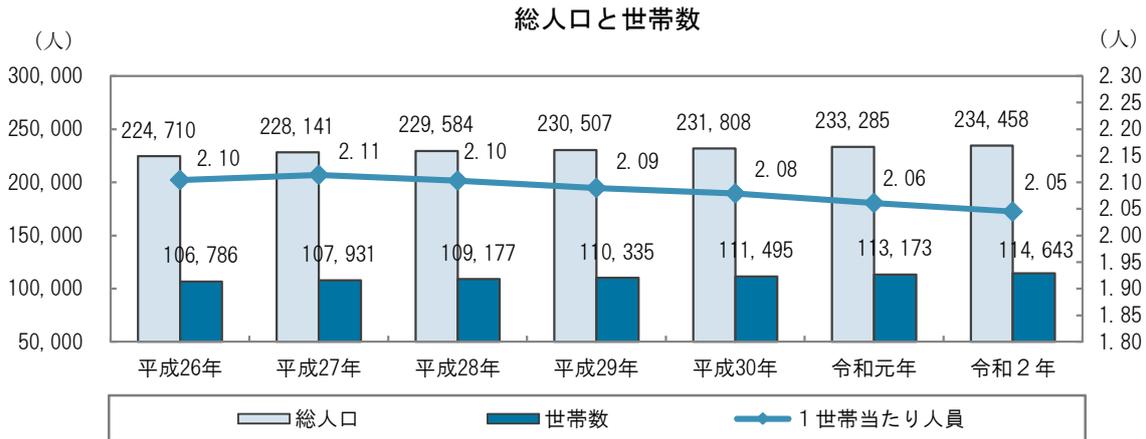
分野	活動内容	グループ名
高齢者・障害者	老人クラブ	明津老人クラブ、蟹ヶ谷末広会、蟹ヶ谷千寿会、子母口寿会、子母口第2寿会、子母口富士見台寿会、新作恵美寿会、新作寿会、新作親寿会、新作睦クラブ、末長久保台白寿会、末長寿会、千年ゆうゆう会、前田親和会、久末表ひまわり倶楽部、久末寿会、久末団地ひさご会、久末福寿会、久末リハイブクラブ、円山寿会、明石穂つくしの会、野川竹葉会
	会食会・サロン・カフェ	せせらぎ café、ブラザカフェ、橘第1～第3地区社協ふれあい会食会、末長いこいの家ミニデイサービス（一人暮らし会食会）、第1・第2楽しく食べよう会、独居高齢者対象の会食会、野川竹葉会、グランダカフェ
	運動・体操・レクリエーション	—
	その他	敬老の日のお祝い、自治会役員が交代で毎月防犯パトロール実施、みまもりマップ
子育て	子育てサロン	あつまれ！ひよこキッズ蟹ヶ谷、ゆうゆう広場（悠友館）、子育てひろば・絵本パーク（ブラザ橋）、あつまれ！橋1キッズ、親子ふれあい広場
	子育てグループ	幼児サークルヤンチャリカ、おひさまクラブ、外遊びの会むしとこ、めばえ会、little HOME「絵本&おもちゃサロン」、ハッピーマミー
	子育て支援グループ	読み聞かせボランティアグループどんぐり（ブラザ橋）
健康	ストレッチ体操、レクダンス等	蟹ヶ谷体操クラブ、ひまわり会、カトリア会、すこやかストレッチの会、憩い会、第1さわやか健康クラブ、第2さわやか健康クラブ、高津レクダンス（藤の会）、こもれび、ストレッチたんぼぼ会、菜花、こでまり、かようにしの会、90の会、谷中健康体操、健康グループ久末さざなみ会、元気でいよう会、のびやか会、さつき会、青葉の会、末長さつきの会
その他	—	—

(4) 高津区の現状

① 総人口と世帯数 <人口・世帯数は増加、1世帯当たり人員は減少>

人口は増加を続けており、令和2（2020）年9月1日現在で234,458人と、7区で2番目に人口の多い区となっています。

人口増加に対し、1世帯当たりの人員は2.05人となっており、平成27（2015）年の2.11人から、ゆるやかな減少傾向が続いています。

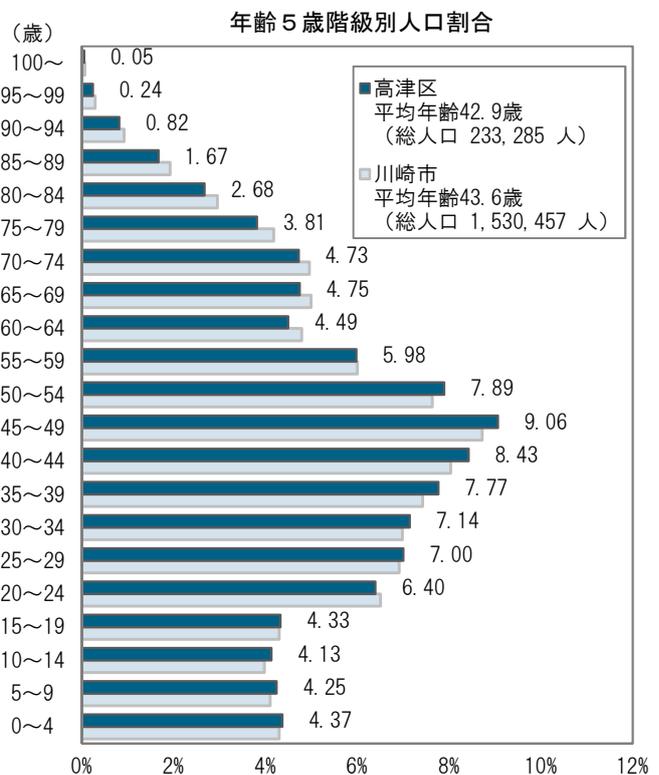


資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」
(各年10月1日現在、令和2年は9月1日現在)

② 人口構成 <年少人口、25～54歳の割合が市より高い>

②-1 年齢5歳階級別人口割合

年齢5歳階級別人口割合を市と比較すると、年少人口（0～14歳）の割合が市より高く、生産年齢人口（15～64歳）では25～54歳の割合が市より高くなっています。また、平均年齢は市全体よりやや低く、42.9歳となっています。



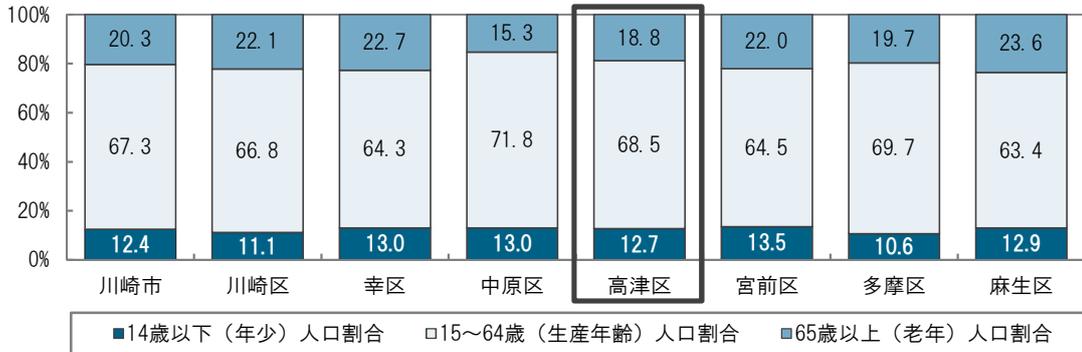
資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」(令和元年10月1日現在)

②-2 年齢3区分別人口割合 <老年人口が増加>

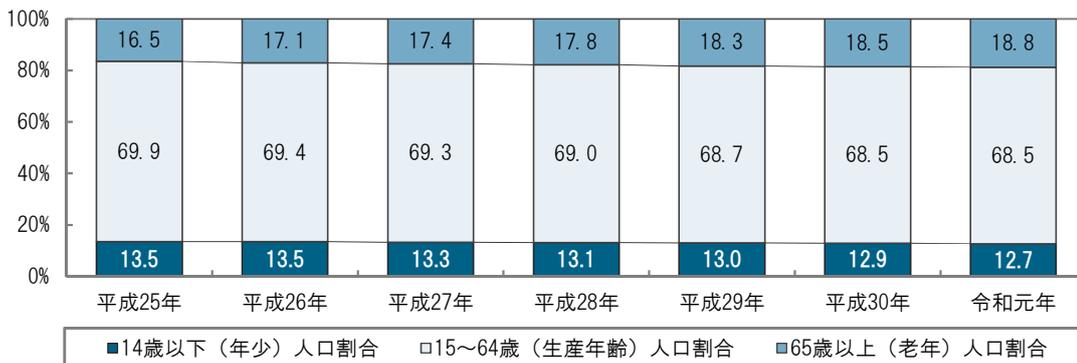
年齢3区分別にみると、生産年齢人口の割合（68.5%）が市全体よりも高く、また、老年人口（65歳以上）の割合（18.8%）は市全体よりも低くなっています。

老年人口の割合は低いものの、区の推移をみると増加傾向にあります。

区別年齢3区分別人口割合



高津区の年齢3区分別人口割合の推移

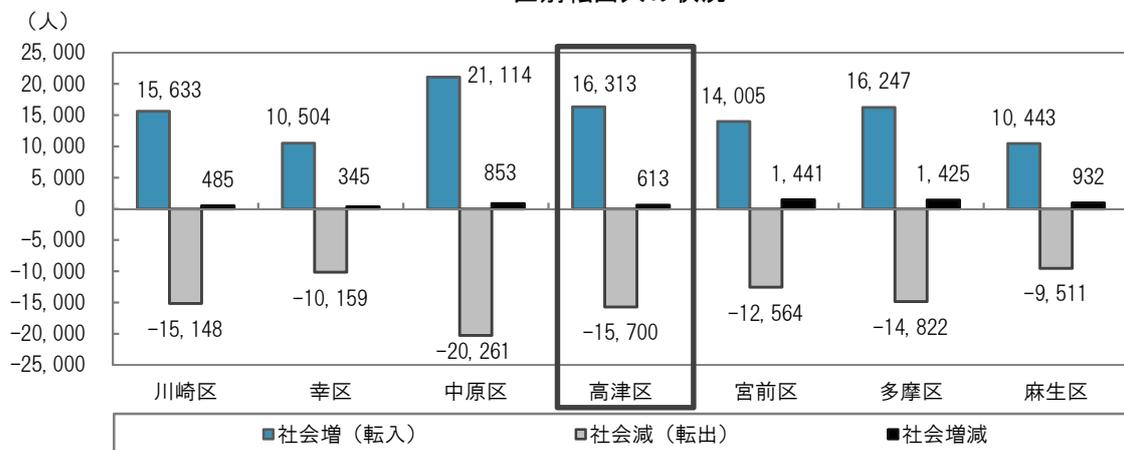


資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」（各年10月1日現在）

③ 転出入の状況 <1年間で約16,000人が転出入>

令和2（2020）年の転出入の状況をみると、1年間で転入が約16,300人、転出が15,700人となっており、転入が転出をやや上回っています。

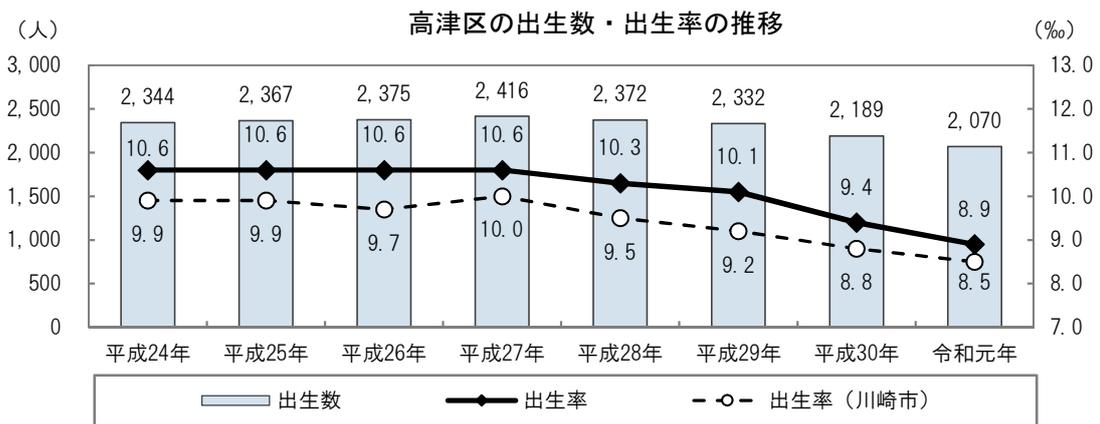
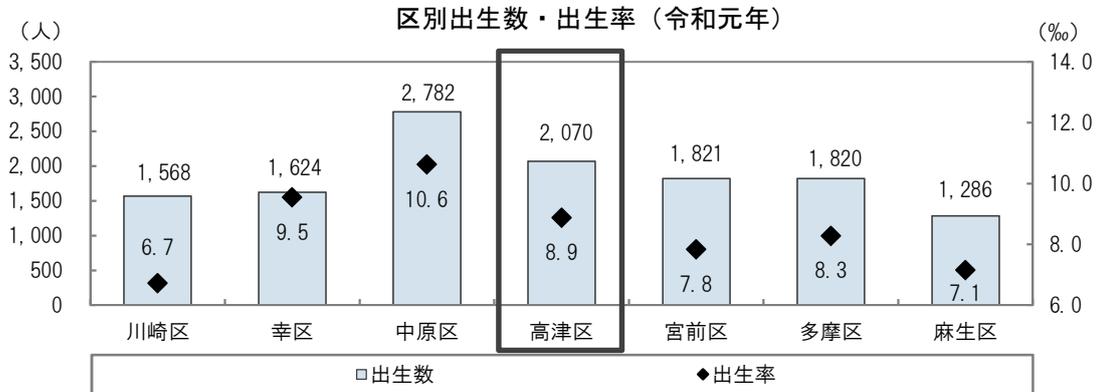
区別転出入の状況



資料：川崎市統計書「人口動態（自然増減・社会増減）」（令和2年1月～令和2年12月の合計）
 ※社会増減…住民の社会増（転入）から社会減（転出）を差し引いた人数。

④ 出生数・出生率の推移 <出生数・出生率ともに減少傾向>

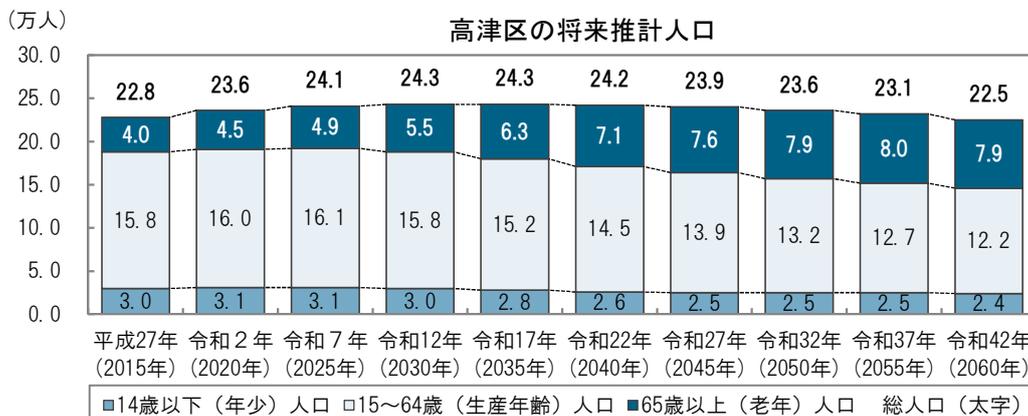
令和元（2019）年の出生数は7区で2番目、出生率は7区で3番目に高くなっています。出生率は平成30（2018）年に10ポイントを割りましたが、市全体を上回る傾向が続いています。



資料：川崎市統計書
※‰（パーミル）＝千分率（人口千対）

⑤ 将来推計人口 <人口のピークは2035年>

総人口は令和17（2035）年まで増加するものの、以降は人口が減少する見込みです。生産年齢人口は10年早く、令和7（2025）年以降には減少する見込みです。



資料：川崎市総務企画局「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」

⑥ 児童虐待相談・通告の状況 <件数が増加>

川崎市では、子どもの安全と健やかな成長が守られるよう、平成25(2013)年4月1日に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が施行され、平成26(2014)年2月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定しています。

高津区の令和元(2019)年度の児童虐待相談・通告件数は、670件となっています。

児童虐待相談・通告件数受付状況(区役所・児童相談所合計)

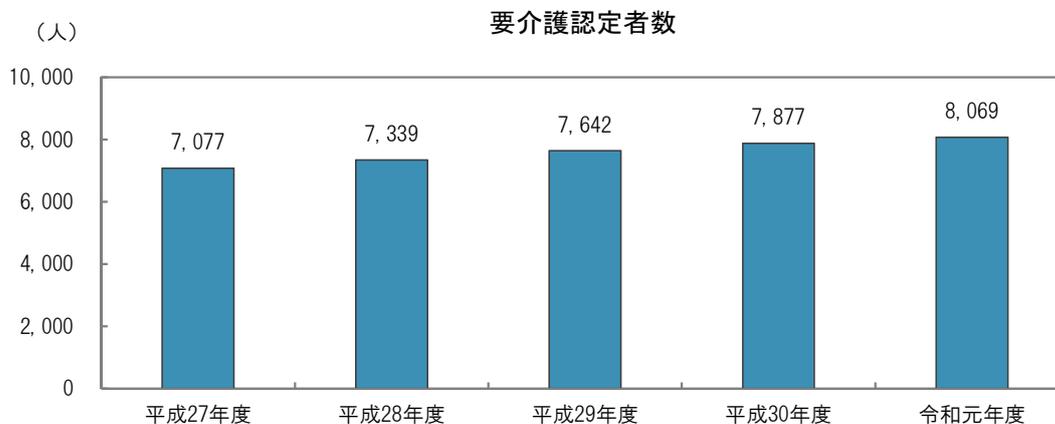
単位：件

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成27年度	673	357	332	334	312	325	189	12	2,534
平成28年度	781	382	429	383	323	288	282	7	2,875
平成29年度	758	324	431	518	578	317	318	19	3,263
平成30年度	835	491	560	600	627	541	439	41	4,134
令和元年度	1,031	525	524	670	700	513	515	28	4,506

資料：報道発表資料(こども未来局)令和元年度児童相談所・区役所における児童虐待相談・通告件数

⑦ 介護保険の状況 <要介護認定者数が増加>

介護保険要介護認定者数は平成27(2015)年度以降、増加し続け、令和元(2019)年度には8,069人となっています。



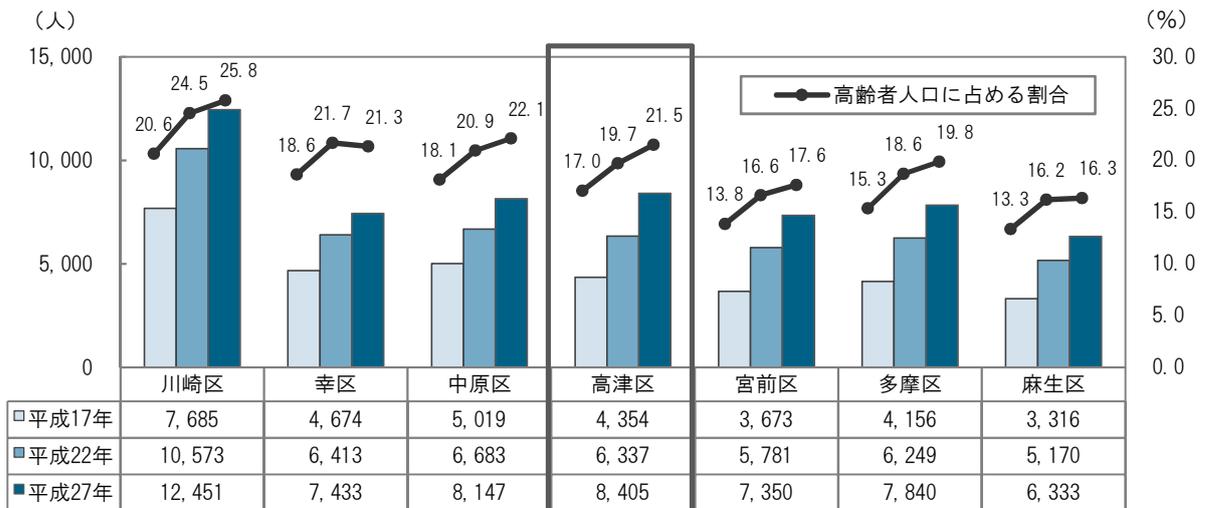
資料：川崎市統計書「介護保険の概況」(各年度末時点)

⑧ 高齢者の状況 <ひとり暮らし高齢者が増加>

平成27(2015)年の国勢調査では、高津区は7区で2番目にひとり暮らし高齢者が多く、平成22(2010)年から2,068人増加しています。

また、高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合は21.5%となっており、7区で3番目に高くなっています。ひとり暮らしの割合は上昇傾向が続き、平成22(2010)年から1.8ポイント上昇しています。

区別ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

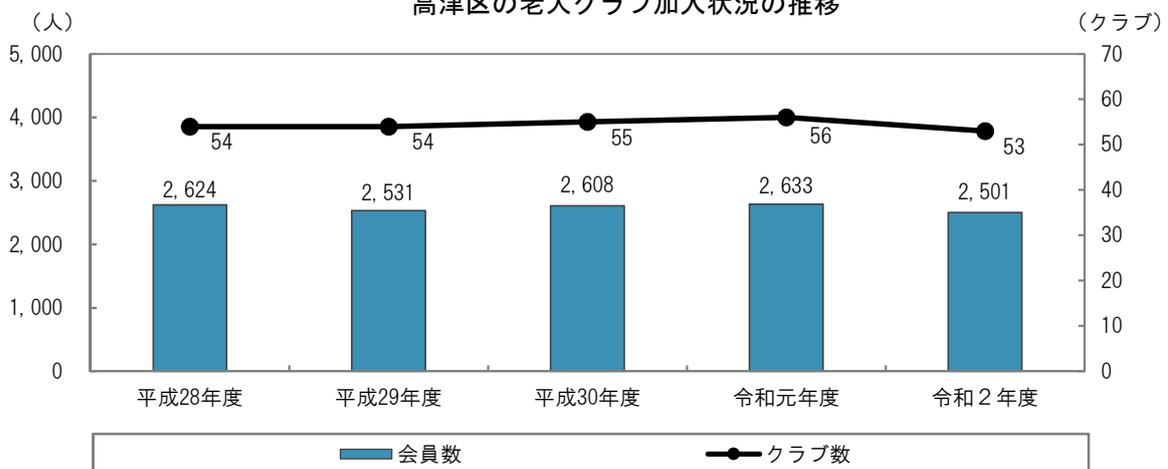


資料：国勢調査

⑨ 老人クラブの状況 <会員数は減少>

老人クラブの会員数、クラブ数はともに令和元年度までは増加し、会員数が2,633人、クラブ数が56クラブとなっていました。令和2年度は減少し、会員数が2,501人、クラブ数が53クラブとなっています。

高津区の老人クラブ加入状況の推移

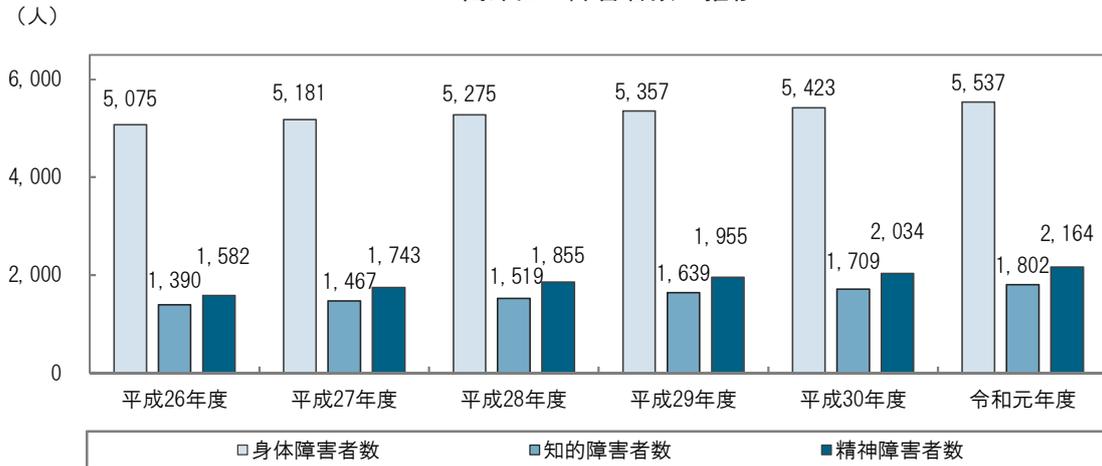


資料：川崎市統計書「老人クラブの状況」(各年度4月1日現在)

⑩ 障害者の状況 <障害者数が増加>

障害者数は、令和元（2019）年度末で身体障害者手帳所持者数が5,537人、知的障害者数*が1,802人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が2,164人となっています。身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれも増加傾向にあります。

高津区の障害者数の推移



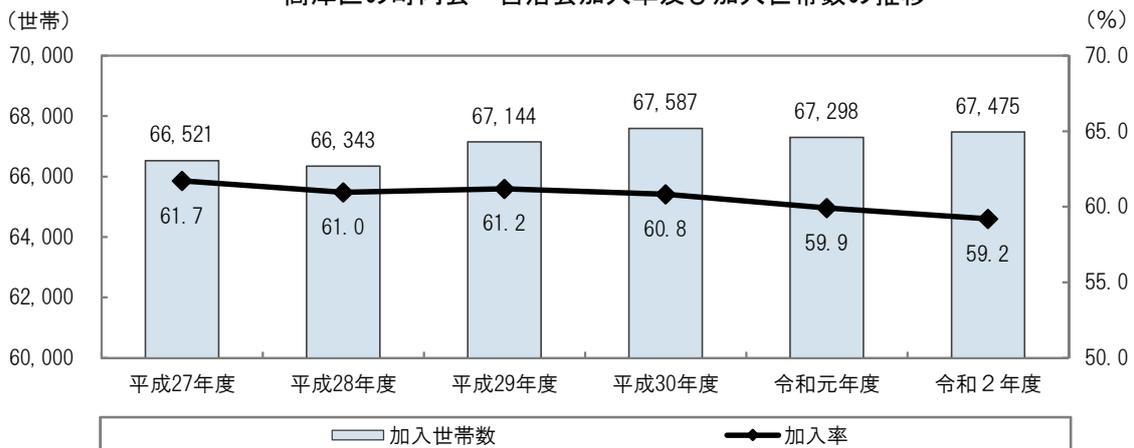
資料：川崎市統計書（各年度末）

*知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

⑪ 町内会・自治会の加入率及び加入世帯数<加入率は減少、加入世帯数は増加>

令和2（2020）年度4月1日現在、108の町内会・自治会等の住民組織があります。町内会・自治会の加入率は平成30年以降減少していますが、加入世帯数は平成29年以降67,000世帯を超えています。

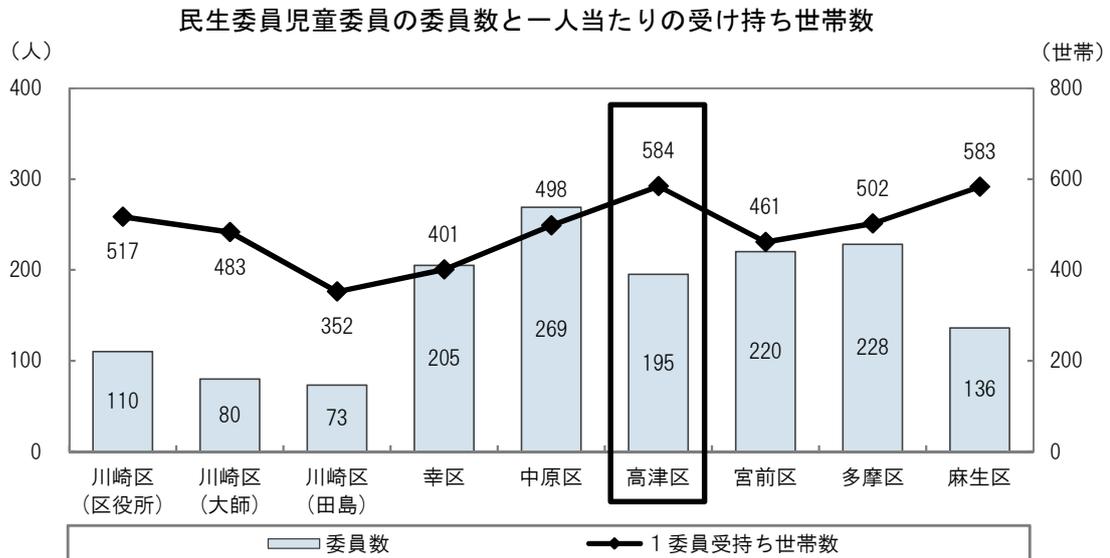
高津区の町内会・自治会加入率及び加入世帯数の推移



資料：川崎市統計書「住民組織加入状況」

⑫ 民生委員児童委員の状況 <受け持ち世帯が7区で最も多い>

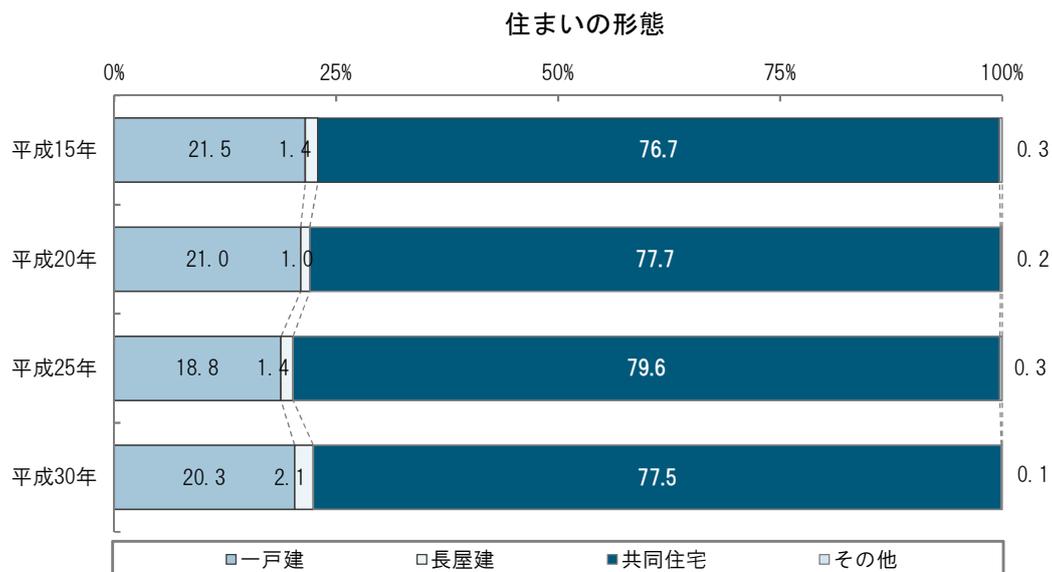
令和2（2020）年4月1日現在の区内の民生委員児童委員は195人で、1委員当たりの受け持ち世帯数は584世帯となっています。市全体の平均493世帯よりも多く、7区の中で最も多くの世帯を受け持ちしています。



資料：川崎市統計書「民生委員・児童委員の概況」

⑬ 住居の状況 <共同住宅に住んでいる人が約8割>

共同住宅が77.5%、一戸建が20.3%となっています。



資料：総務省統計局 平成30年住宅・土地統計調査（平成30年10月1日現在）

3 アンケート調査の結果

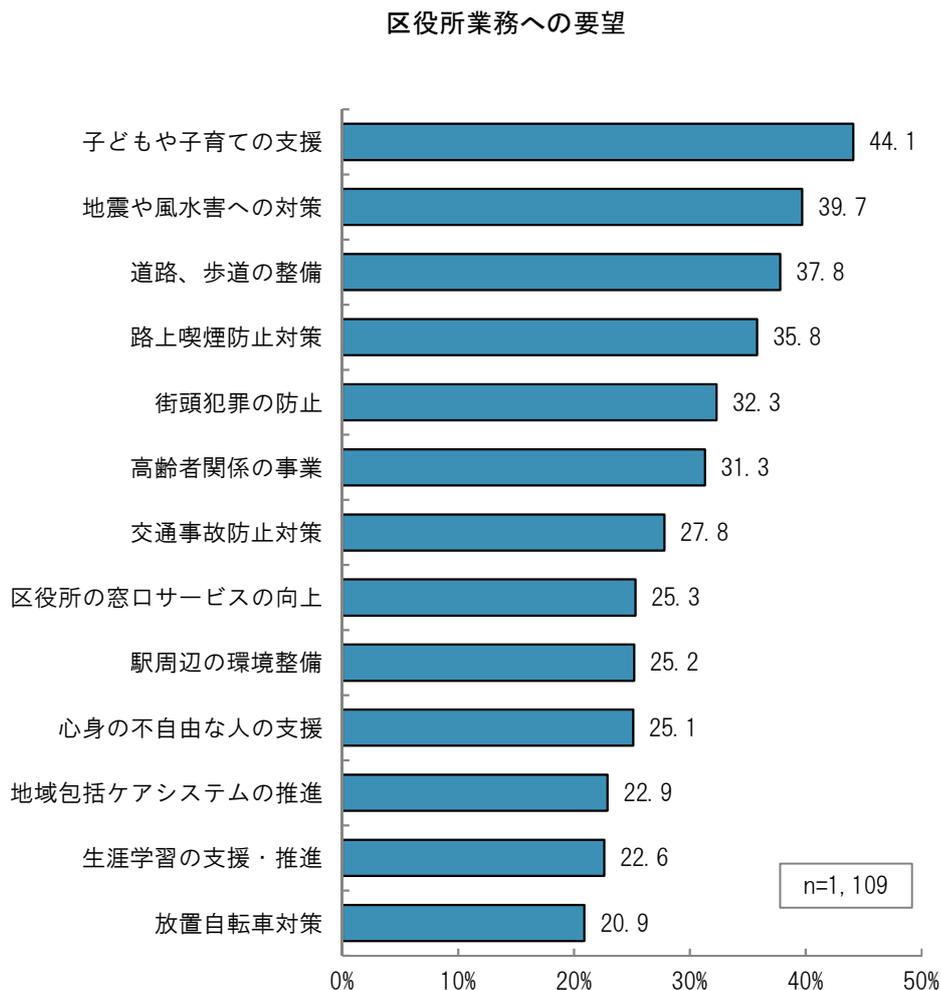
(1) 高津区区民生活に関わるニーズ調査結果

平成 28 (2016) 年 10 月～11 月に行われた「高津区区民生活に関わるニーズ調査」の結果を、地域福祉に関わる「地域におけるつながり」「区からの情報提供」などの視点から見ていきます。

※区内在住の満 18 歳以上の男女 2,000 人を無作為抽出し、郵送による配布・回収
有効回収率 55.5%

●区役所業務への希望について

区役所業務への希望について、「子どもや子育ての支援」が 44.1%と最も高く、次いで「地震や風水害への対策」が 39.7%、「道路、歩道の整備」が 37.8%となっています。



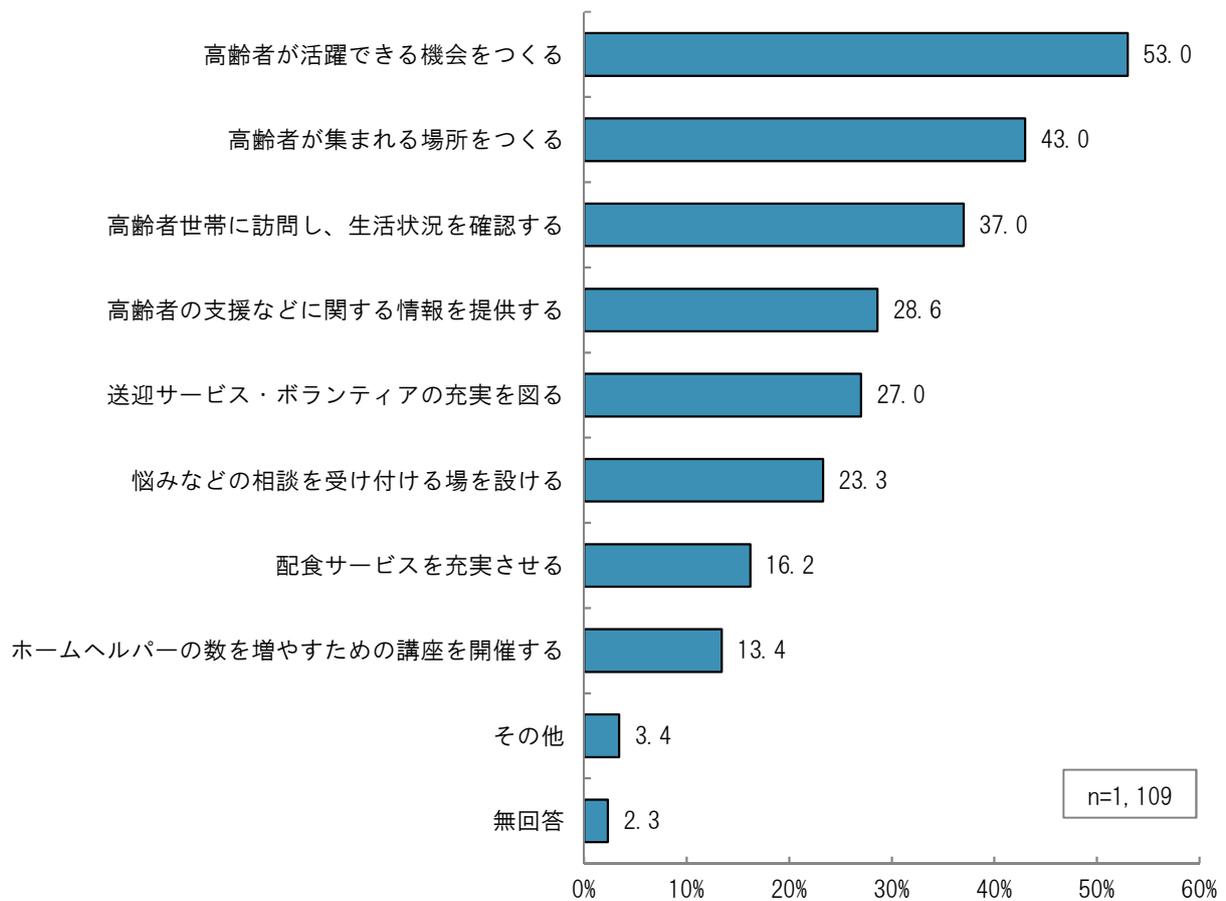
※項目数が多いため、20%以下は省略

●高齢者支援について

高齢者を支援するための手法として、「高齢者が活躍できる機会をつくる」が53.0%と最も高く、次いで「高齢者が集まれる場所をつくる」が43.0%、「高齢者世帯に訪問し、生活状況を確認する」が37.0%となっています。

高齢者の状況把握や、他の人との交流の機会をつくることが望まれています。

高齢者を支援するためにはどのような手法がよいか

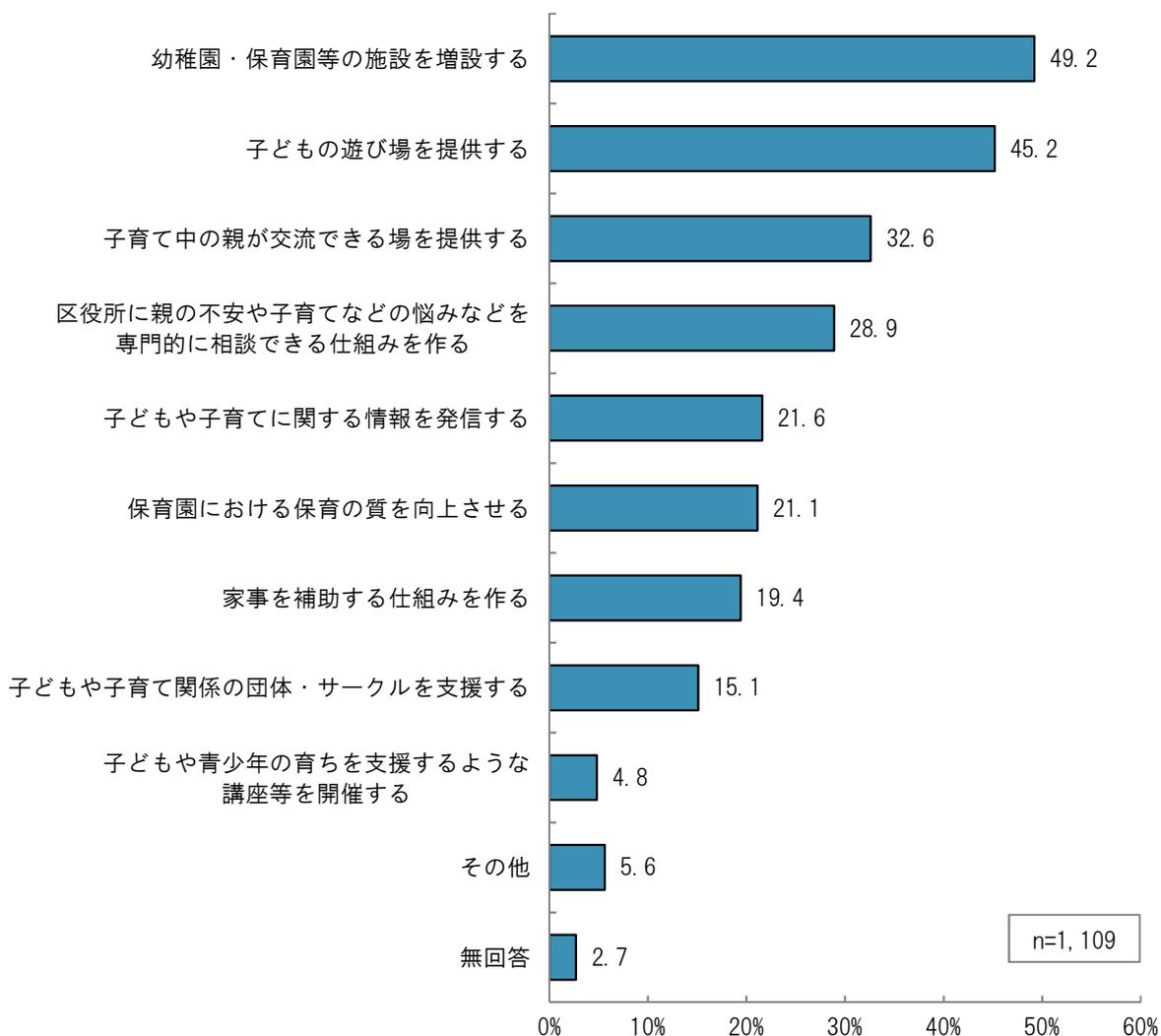


●子育て支援について

子どもや子育てを支援するための手法として、「幼稚園・保育園等の施設を増設する」が49.2%と最も高く、次いで「子どもの遊び場を提供する」が45.2%、「子育て中の親が交流できる場を提供する」が32.6%となっています。

子どもだけではなく、その保護者への支援も求められています。

子どもや子育てを支援するためにどのような手法がよいか

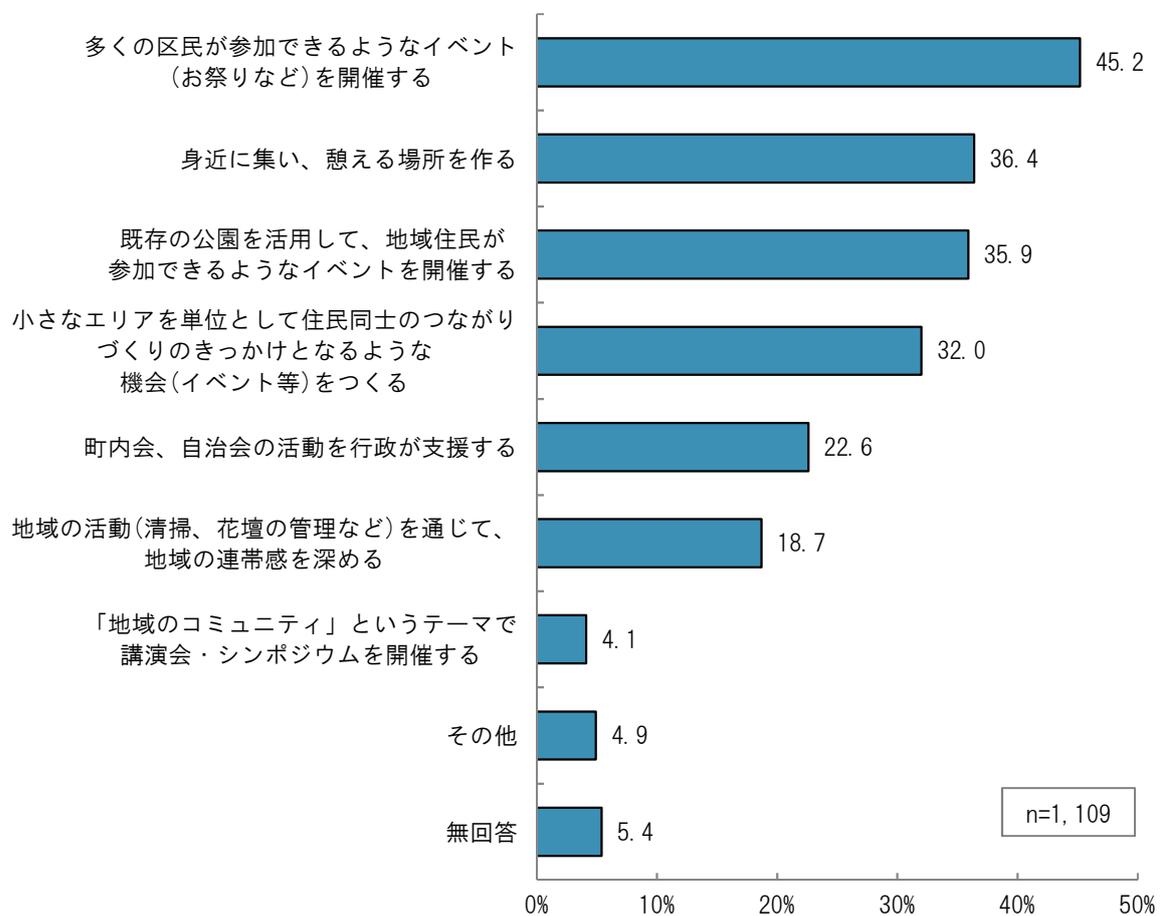


●地域住民のつながりについて

地域住民のつながりを深める手法として、「多くの区民が参加できるようなイベント（お祭りなど）を開催する」が45.2%と最も高く、次いで「身近に集い、憩える場所を作る」が36.4%、「既存の公園を活用して、地域住民が参加できるようなイベントを開催する」が35.9%となっています。

つながりを深めることのできる機会や場の提供、自分が住んでいる地域での活動が求められています。

地域の住民同士のつながりを深めるにはどのような手法がよいか

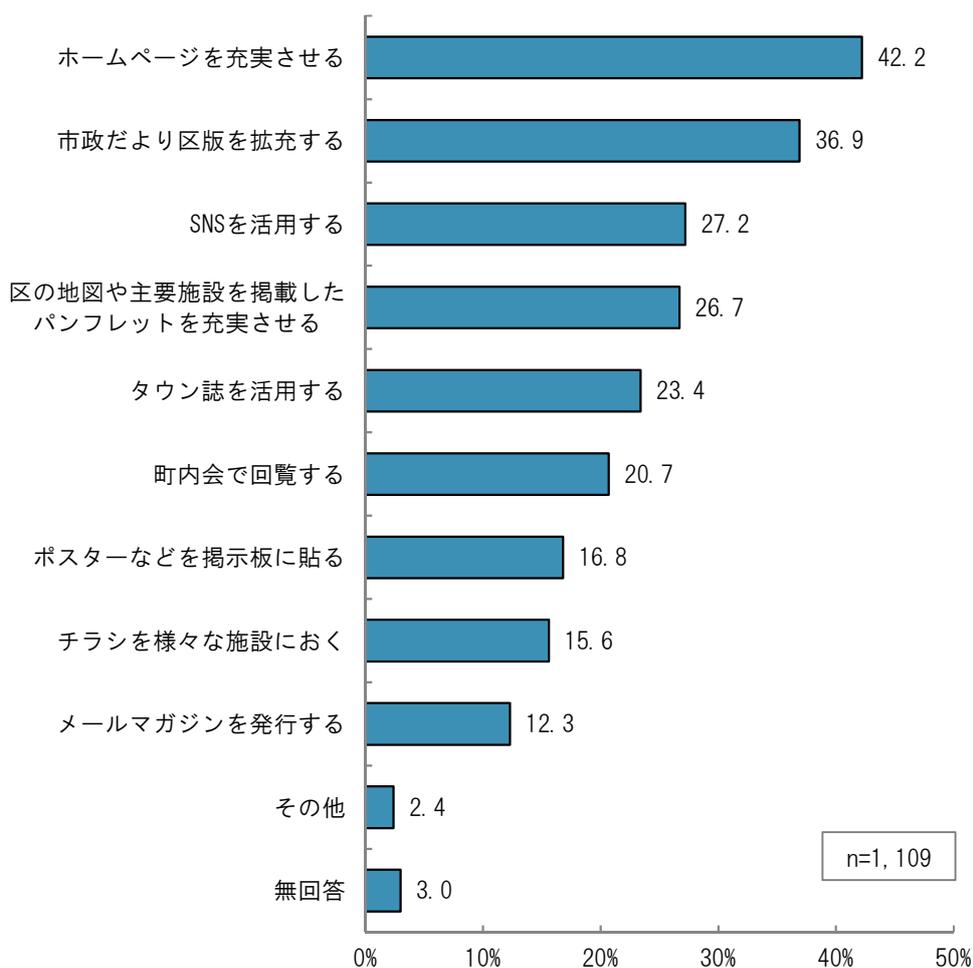


●区からの情報提供について

区の情報を提供するための手法として、「ホームページを充実させる」が42.2%と最も高く、次いで「市政だより区版を拡充する」が36.9%、「SNSを活用する」が27.2%となっています。

様々な媒体を通じて情報を伝えることで、情報提供の充実を図ることが望まれています。

区の情報を提供するためにはどのような手法がよいか

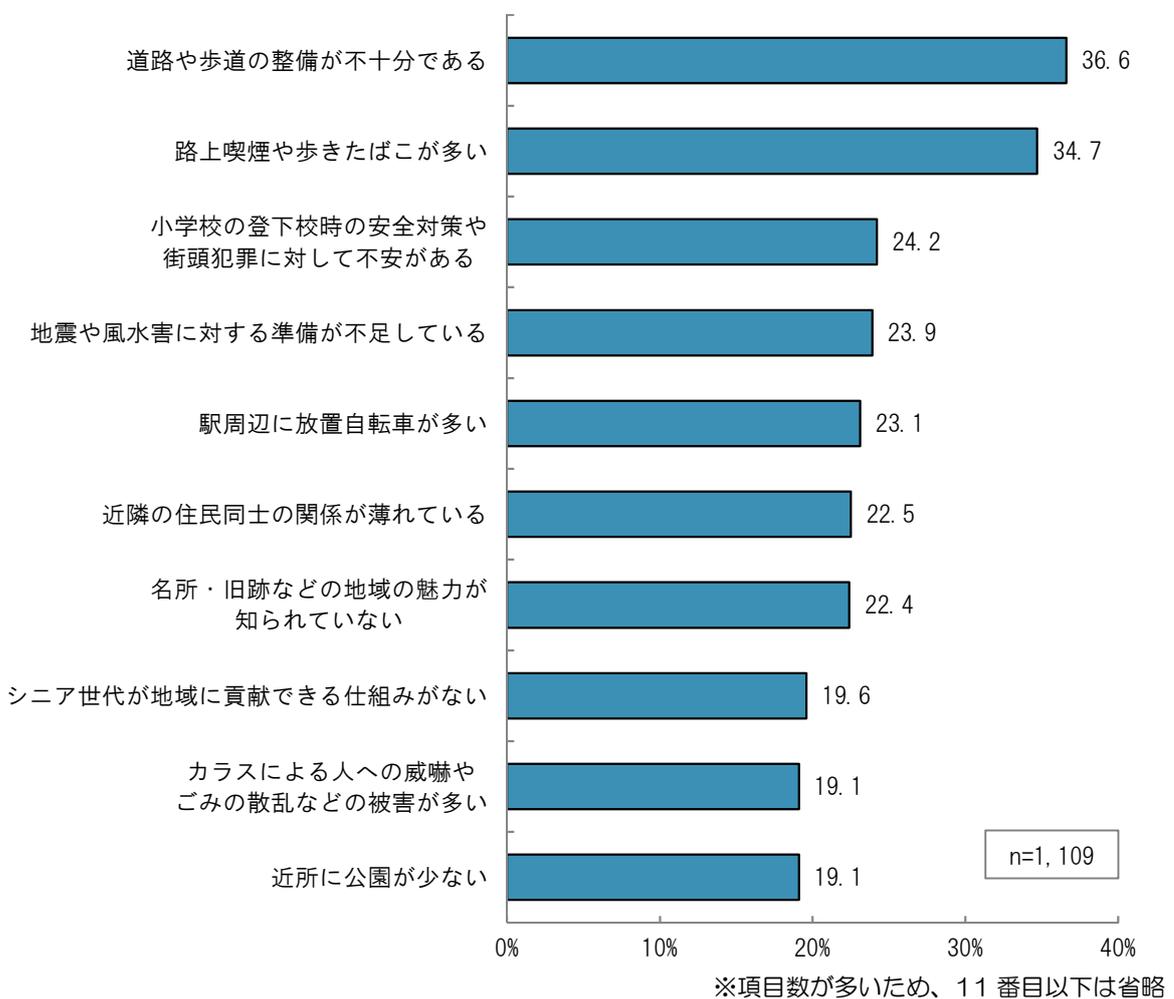


●まちの課題・問題点について

まちの課題・問題点として、「道路や歩道の整備が不十分である」が36.6%と最も高く、次いで「路上喫煙や歩きたばこが多い」が34.7%、「小学校の登下校時の安全対策や街頭犯罪に対して不安がある」が24.2%となっています。

道路・歩道の整備や歩きたばこ対策といった、路上の環境に対する不満が見られます。また、登下校時の安全対策や地域コミュニティの活性化への対応も求められています。

まちの課題・問題点と思うもの



(2) 第5回川崎市地域福祉実態調査の結果

令和元(2019)年11月～12月に行われた「第5回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」と「地域福祉活動に関する調査」の高津区の集計結果からは、「高津区区民生活に関わるニーズ調査」結果と同様の地域のつながり、高齢者、子どもに対する意見に加えて、地域の防犯・防災や、情報、相談に対する意見も見られます。

※地域の生活課題に関する調査：市内在住の満20歳以上の男女6,300人（各区900人を基本）を無作為抽出し、郵送による配布・回収
有効回収率 35.3%

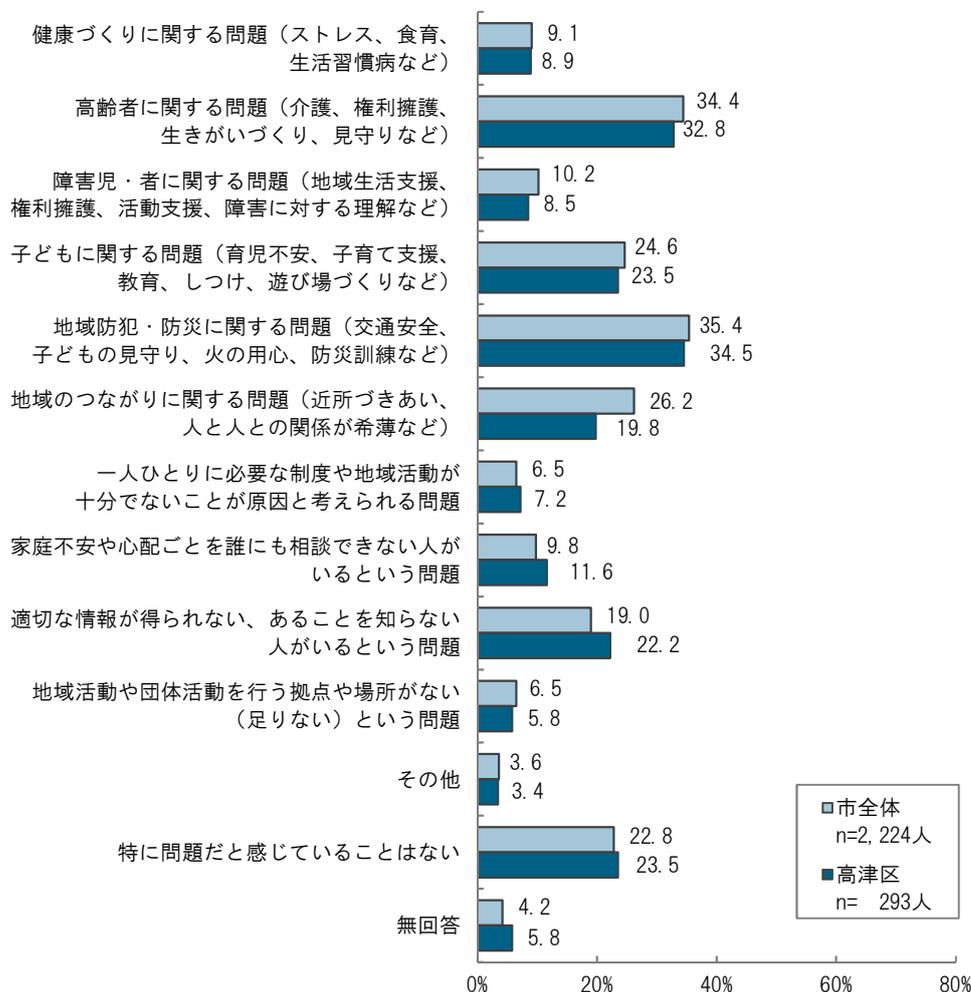
※地域福祉活動に関する調査：市内で地域福祉活動を行う団体等496団体を抽出し、郵送による配布・回収 有効回収率 65.7%

① 地域の生活課題に関する調査（高津区集計分より）

● 「地域」で問題だと感じていること

地域の問題について、高津区全体では「地域防犯・防災に関する問題」が34.5%と最も高くなっています。また、「適切な情報が得られない、あることを知らない人がいる」という問題が3.2ポイント、「家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいる」という問題が1.8ポイント、それぞれ市全体より高くなっています。

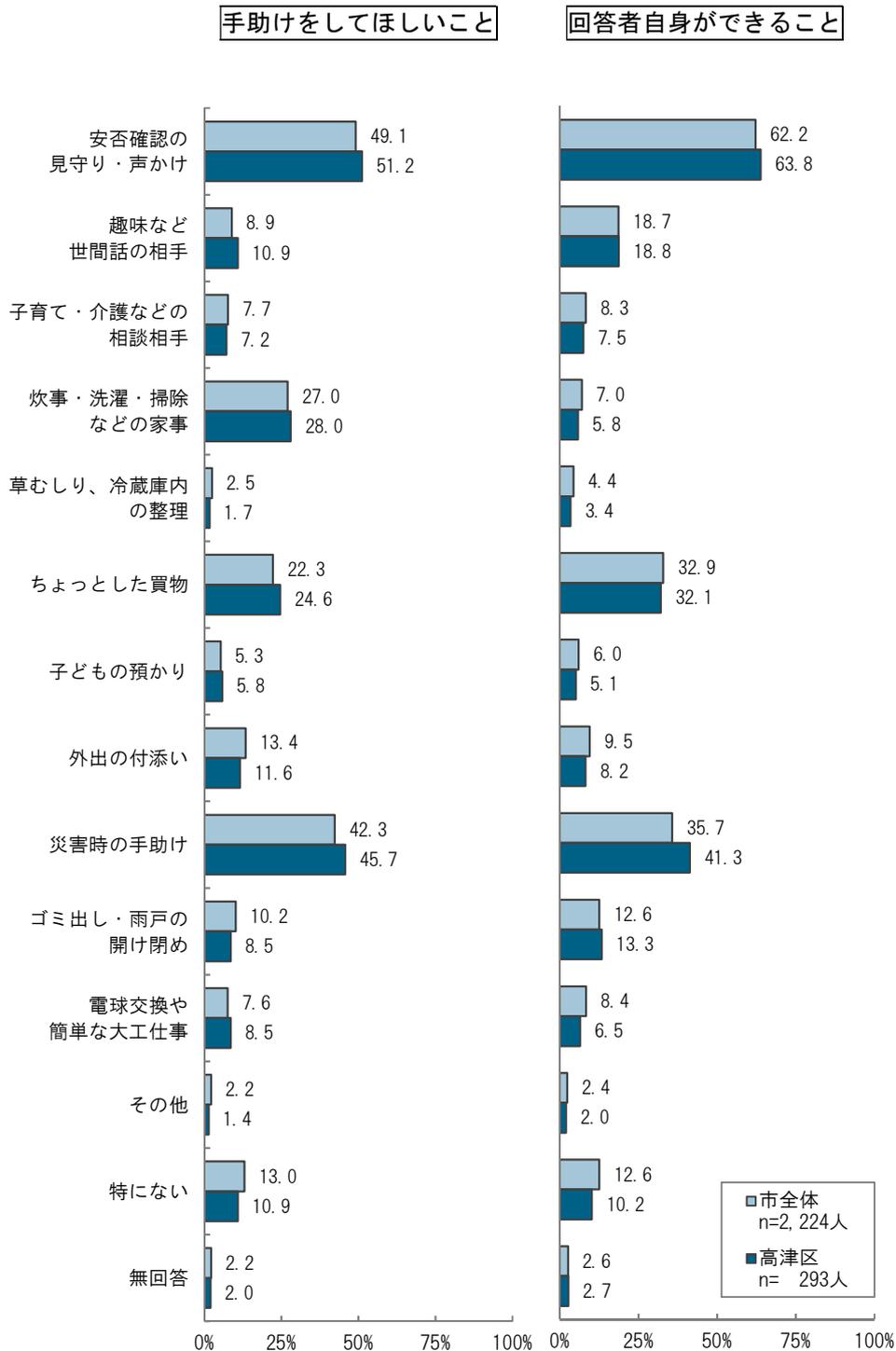
「地域」で問題だと感じていること



●地域の支え合いとして、手助けをしてほしいこと、自分ができること

「安否確認の見守り・声かけ」が、手助けをしてほしいことで51.2%、自分ができることでも63.8%と、いずれも最も高くなっています。

区民が共に支え合えるように、交流の機会や活動のきっかけの提供に取り組むことが求められています。

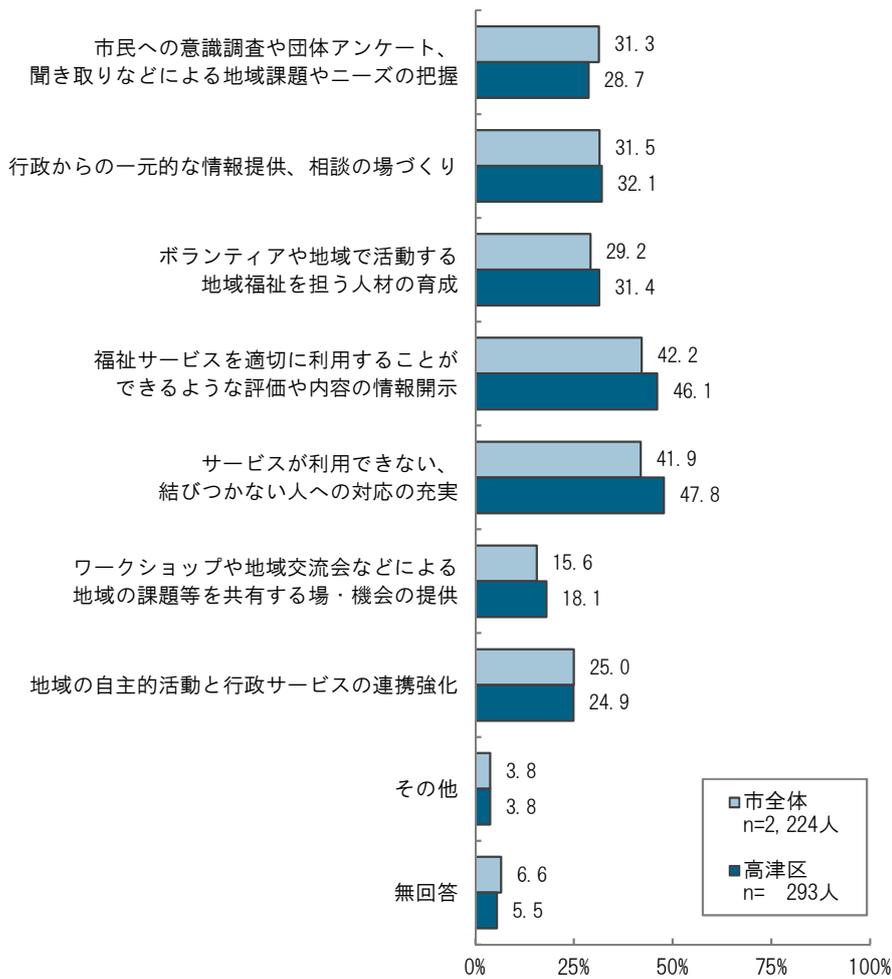


●地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと

「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が47.8%で最も高く、次いで「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」(46.1%)となっています。

区民がサービスを十分活用できるような情報提供や相談体制が求められています。

地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと

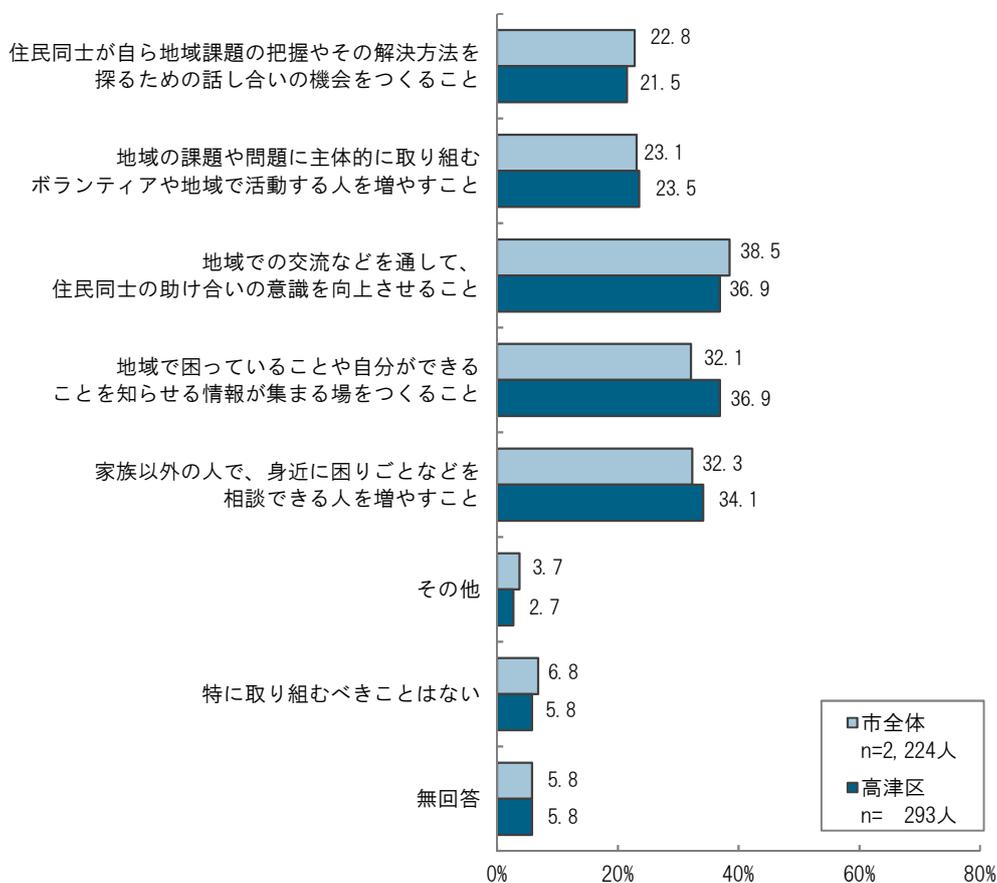


●地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこと

「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」「地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること」が36.9%で最も高く、次いで「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」(34.1%)となっています。

区民が共に支え合うことができるよう、一人ひとりが意識を高め、活動・交流の機会の提供に取り組むことが求められています。

地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこと



② 地域の生活課題に関する調査（自由回答より）

自由記述への回答からは、子育て環境や高齢化への不安、地域のつながりに対する問題意識などがうかがえます。こうした課題解決への取組として、地域のコミュニティづくりの推進が求められています。また、適切な時期に適切な情報が得られないという情報伝達の問題も見られます。インターネットが普及する一方で、苦手とする人もいることから格差が生まれないよう、多様な伝達手段や、相談窓口の充実などによる対応が求められています。

●子どもに関する問題

- 子どもたちが遊べる公園、思い切りボール遊びなどができる広場やスペースが少ない。結局マンション前の道路や駐車場などで遊んだりして危険。小学校の校庭を開放してほしい。
- 町内に児童館がない。
- 近所に大声で子供をしかっているお母さんがいる。虐待とまでは考えないが親の育児ストレスを考えるとどこかで解消できているだろうかと心配。
- 待機児童問題（特に認可保育園）
- 道が狭く特に通学路に車が多い。
- 公園で盗難にあい、それ以来安心して遊べず行きたがらなくなった。
- 大人の理解が得られない（うるさい危ない等言われる）。

●地域防犯・防災に関する問題

- 治安の悪い地域、自転車のマナーの悪さ。
- 不審な電話や訪問販売が多くなっている。
- 台風など、災害時の対策や訓練。避難場所がわからない。情報共有への不安。

●高齢者に関する問題

- 高齢者が多くあまり近所づきあいもない。いざという時にはお互い助け合いたい。
- 一人暮らしの高齢者が増え、しばらく顔を見ないと心配。
- 家の中での小さなこと（電球の取り換え等）ができないと困っている人もいる。
- 足が不自由で歩行も困難な方もおり、そのような方たちに移動販売車のような移動談話車のような形で身近な人たちとの交流があるとよい。
- 将来の介護と仕事の両立。
- 町会は高齢化が進みイベントに参加できない。また、若い人が参加しない。

●地域のつながりに関する問題

- 町会の行事に参加しにくい。核家族・共働きで近所づきあいの時間が取れない。
- 町内会・自治会がないので、まとめ役員等もおらず、地域で何か起きた時に困る。
- 子ども会はあるが個々の事情で参加する人は少ない。役員をやりたくない等一部の人に負担がかかる。
- 近くの家どんな人が暮らしているのか知らないこと。
- リーダーが少なくて発展しない。交流する、そして参加を呼びかける世話役といった点が整っていない気がする。
- 日頃自分から積極的にコミュニケーションを地域の人と取らないので災害時に自分が地域にできることがわからないし、そのような活動の案内が伝わってこないのは問題だと感じています。

●適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題

- 情報について気になることは自ら調べるが、知らない情報もある。情報発信が残念ながら届きにくく感じます。もっと広報してほしい（効果的に）。
- 情報誌はあるがわかりにくい。
- 活動がよくわからない。
- 回覧板など情報共有するコンテンツがない、来ない。
- 回覧板に有益な情報がない。
- 災害において行政の支援が少ない。
- 区役所でやっているイベントごとは子育て支援センターの良さ等を画像や動画で伝えられるはず。
- 町内会・自治会があるのは知っているが、実際何をやっているのは知らない。
- 積極的に動けば情報は入ってくると思いますが、人づきあいが苦手な方、体調のすぐれないご高齢者などにはなかなか難しいものがあります。どのような情報がどこにアクセスすれば入手できるか、リストのようなものが各戸に定期的に（例えば年4回など）継続して配布されれば助かると思います。

●障害児・者に関する問題

- 入所施設に入っている障害者が必要な運動等を行えない。

●地域活動や団体活動を行う拠点や場所がない（足りない）という問題

- スポーツ施設

●家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題

- 何か問題が起きた時、どこに相談していいかわからない。
- 生活上のお金の問題を抱えて途方に暮れている方がいる。相談できる所がなくて困っているように感じる。
- アスペルガーの家族に“老後の心配”、どこに相談するか。

●健康づくりに関する問題

- 出産後孤立するお母さんが増えている。健康づくりのための機会が少ない地域。

●一人ひとりに必要な制度や地域活動が十分でないことが原因と考えられる問題

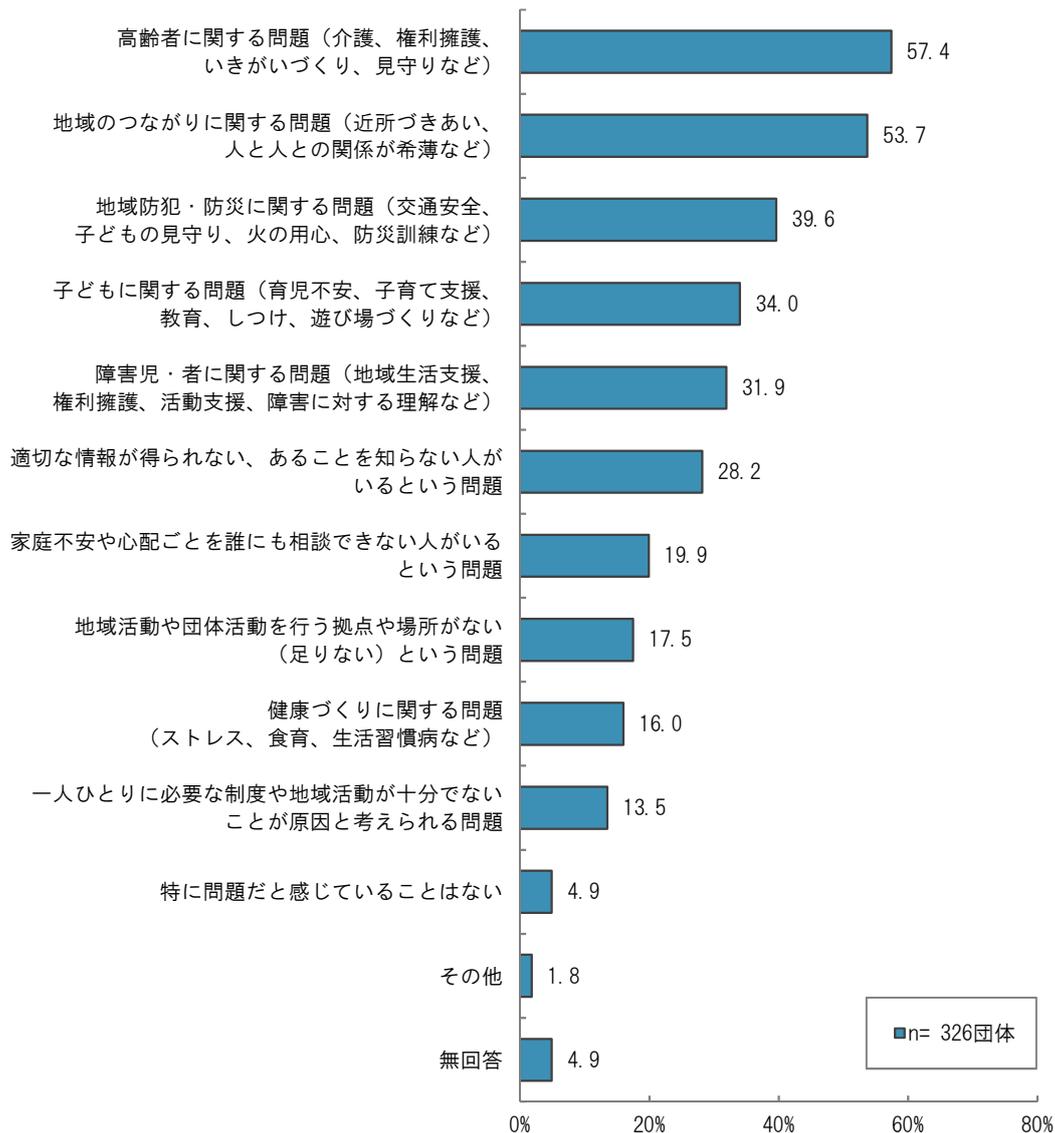
- 民生委員のなり手が少ないのではないかと心配がある。民生委員が無報酬なのは無理があると思う。
- 公営に住んでいる身として、集団生活において約束事を守らない人が多すぎる。申請や制度が不便。防犯や防災時の公営のあり方をそもそも伝え聞いたことがない。

③ 地域福祉活動に関する調査（全市集計結果より）

●地域福祉活動を行う団体等からみた、「地域」で問題だと感じていること

地域福祉活動を行う団体等からみた地域における問題点としては、「高齢者に関する問題」「地域のつながりに関する問題」「地域防犯・防災に関する問題」が多く挙がっており、これらに対する取組が求められています。

地域福祉活動を行う団体等からみた、「地域」で問題だと感じていること



4 第5期計画の振り返り

基本目標1 区民が主役の福祉の地域づくり

●主な取組

- 食生活改善推進員と協働して「マタニティ料理教室」を開催し、妊娠期の食生活改善を通して、健康的な生活習慣への動機づけ、子育て支援、世代間交流を推進しました。
- 地域の子育て中の母親の仲間づくりの推進のために「あつまれキッズ」や「フリースペース事業 キューピーランド」を開催することで、子育て中の孤立化の軽減を図りました。
- 区内の市民活動・まちづくり活動の活性化支援のために「どんなもんじゃ祭り」を開催し、45団体が参加し、約900名の来場がありました。
- 地域で開催されている「ミニデイや会食会への参加」を通して、健康講話の実施や運営等の相談による支援を行うことで、参加者の健康づくりやボランティアのいきがいつくりにもつながりました。

●課題

- 健診やイベント等を開催するにあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新たな生活様式」を踏まえた工夫が必要です。
- 誰もが気軽に集い、各年代が交流できる場づくりや機会づくりが必要です。
- 区民一人ひとりが積極的に地域の活動に参加できるように、誰もが参加できるイベントの開催が求められます。
- 地域活動を実施している団体の情報の提供を行っていますが、活動の紹介や広報に工夫が必要です。
- 講座やイベントの広報が必要な人に届くように、広報に力を入れることが必要です。また、参加者の要望を的確に把握することが求められます。
- 川崎市では「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成31年3月に策定しており、地域包括ケアシステム構築の取組をコミュニティ施策の視点から支え、相互補完的に充実させていく必要があります。
- いきがいを持ち心豊かな暮らしができるよう、健康寿命の延伸をめざすため、健康づくり・いきがいつくりの普及啓発が必要です。
- 地域資源情報の提供や活動団体同士の交流の支援を行い、市民活動の活性化につなげる必要があります。

基本目標2 区民ニーズをふまえた福祉サービスの提供

●主な取組

- 「地域包括ケアシステム交流会」を通して、地域の活動団体がお互いの活動の課題や取組を情報交換することで、活動の活性化とつながりづくりを支援しました。
- 乳幼児を持つ親が安心して子育てできるように、「育児相談」や「乳幼児栄養相談」を実施することで、子育てにおける悩みや心配事の解消の支援をしました。
- 「健康づくりボランティア養成講座」や「認知症サポーター養成講座」等各種講座を実施することで、地域福祉の担い手の養成をしました。
- 貧困の連鎖の歯止めを目的に、被保護世帯の子どもの対象に子ども夢パーク、子母口いこいの家での学習支援を行うとともに、居場所づくりを行いました。

●課題

- サービスや制度の情報が受け手に確実に届き、適切にサービスを利用することができるような情報提供が必要です。
- 区民一人ひとりが「主役」であることの意識を持ち地域活動に関心を持ってもらうための情報提供が必要です。
- 各種相談事業で悩みや心配事の解消の支援を行うためには、気軽に利用・相談できることが必要です。
- 地域福祉の担い手が不足しているため、誰もが地域活動やボランティアに参加でき、支え合いを活性化する仕組みづくりが必要です。
- 地域の福祉を支える担い手として若年層や異業種、プロボノ[※]等含めて幅広く対象として捉えていく必要があります。

※「プロボノ」は、ある分野の専門家が専門知識やスキルを活かしておこなう社会貢献活動という意味として使われています。普通のボランティア活動と違ってボランティアの参加者が自分の専門分野を生かして活動することが特徴です。

基本目標3 支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みづくり

●主な取組

- 誰もが安心して暮らし続けられるよう、「見守りネットワークの推進」を進め、関係事業者と協力しながら地域とのネットワーク強化を図りました。
- 犯罪を未然に防止し、安全な地域を作るために「防犯パトロール報告会」を開催し、参加者への防犯意識向上に努めました。
- 高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待の予防や早期発見を図るために、「虐待相談支援」を実施しました。
- 災害発生時に地域で支え合う体制づくりのために、「自主防災組織の支援」を実施し、「避難所運営会議」を開催することで、連携強化を図りました。

●課題

- 地域で安心して暮らすためには、日頃からの見守りの体制を強化し、近隣の住民の見守りや声かけが必要です。
- 権利擁護のため、成年後見制度の普及啓発が必要です。
- 国籍や性別、民族・文化の違いを尊重し合い、お互いの理解を深める場を提供する必要があります。
- 虐待の通報に対して、引き続き関係機関と連携し適切に対応する必要があります。また、虐待の予防にも取り組む必要があります。
- 災害時の支援について、地震をはじめ、新型コロナウイルス等の感染症や大規模な風水害などの災害を想定した取組が必要です。

基本目標4 多様な主体との協働・連携による施策・活動の推進

●主な取組

- 医療と介護の専門職と連携し、「在宅医療のシンポジウム」を開催することで、在宅医療の普及啓発を図りました。
- 同じ地域で育つ子どもの就学時の円滑な移行を図るために「園長校長連絡会」や「スタートカリキュラム参観」を実施し、幼稚園・保育園・小学校の連携の推進をしました。
- 子ども・子育てに関わる市民と関係団体・機関が参加する「子ども・子育てネットワーク会議」を開催し、意見交換や情報交換をすることで子育てに係る課題を共有しました。
- こども文化センター・老人いこいの家と連携し、「地域人材の活用」「地域の世代間の繋がりづくり」「高齢者のいきがいづくり」のための交流事業を実施し、世代を超えた交流の場になりました。

●課題

- 住み慣れた家で最期まで暮らすための在宅医療・介護について、普及啓発が必要です。
- 地域の福祉課題が複雑かつ多様化することから、より一層の関係機関の連携が必要とされます。地域の福祉課題の解決に向けて、区民の皆さんの力に加えて地域の企業や施設、大学との連携や協働が必要となります。
- 今後も社会福祉協議会と連携して事業に取り組むことが必要です。

5 アンケート調査結果、振り返り等から見えてきた課題

●アンケート調査結果、振り返りから見えてきた課題

<地域のつながりづくりと安全安心な生活>

少子化や核家族化、ひとり暮らし高齢者の増加といった世帯規模の縮小化とともに、地域のつながりの希薄化が進んでいます。見守り・声かけ・交流の機会を提供するなどして、平時でも災害時でも、地域で支え合える関係づくりがますます重要となります。

<情報提供、相談支援体制の充実>

様々な事情から相談窓口やサービスにたどり着けず、支援につながらないケースがあります。必要な時に適切な情報が得られる仕組みや、困りごとを相談しやすい体制を推進し、さらに誰もがそれらを利用できるようにする必要があります。

<新たな担い手となる人材の育成と地域への関心>

地域活動においてリーダーやまとめ役的な存在は不可欠ですが、その負担が一部の人たちに集中し、さらに高齢化が進み、担い手が減少してきています。従来からの人材に加え「自分たちの地域を支える」新しい人材を育て、受け継いでいく必要があります。

自分のことに加えて地域へも目を向ける、また、地域に関心はあるが活動に結びついていない人が、主体的に地域で活躍できることが必要です。

<健康寿命の延伸と地域社会への参加>

今後の超高齢社会を見据えて、健康づくりの一層の推進を図り、健康寿命を延ばす取組が必要になります。いきがいを持って心豊かに暮らし、また地域社会へ参加できることが必要です。

●令和7（2025）年を見据えた課題

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。そのような中、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

また、地域における生活課題は、少子高齢化、家族の縮小化、地域のつながりの希薄化など様々な要因が重なり複雑になっており、その中で新型コロナウイルス感染症拡大防止や大規模災害に備えた新しい生活様式による地域社会の在り方が問われています。デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会を意識しながら、これまで以上に高齢者・

障害者・子どもといった各分野の取組が地域を基盤に横断的に繋がり、連携して対応できる体制づくりが必要です。

高津区においてはすべての区民がいきいきと暮らし続けられるように、健康づくりや交流の場づくりを進めながら、サービスや制度の情報が適切に届くような取組が必要です。各関係機関等の多様な主体と継続して連携を取り、高齢者・障害者・子どもを含めた全ての地域住民を対象とした、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進していく必要があります。第6期地域福祉計画においてもそのような取組を盛り込んだ計画策定を行い、より一層体系立てて取組を推進していくことが求められています。